

# 郡役所の文書と情報

—埼玉県・郡制施行以前 1879~1896—

太田富康

## 1 はじめに一課題と対象

郡役所は、明治12年(1879)の郡区町村編制法により、それ以前の大区小区に替わって設置され、府県と町村の中間にあって広域行政にあたった行政体である。同23年(1890)には郡を自治体とする「郡制」が成立した。埼玉県では同29年に施行されたものの、大正12年(1923)には廃止されてしまい、郡は再び地方行政区画に戻った。さらに、大正15年には郡役所も廃止され、半世紀にわたるその歴史を閉じた。

当館では、平成18年度にこの郡役所をテーマとした展示を開催した<sup>(1)</sup>。しかしながら、埼玉県では現在、資料群としての「郡役所文書」は残されていない。昭和19年(1944)3月に県庁に引き継がれていた郡役所文書が一斉廃棄されたためである<sup>(2)</sup>。組織が消滅し、その資料群を伝えることもできなかった機関を紹介する展示が、他の収蔵文書のみで可能か、という課題に直面する企画であった。結果的には、郡役所を指揮監督する上部機関であった県庁の行政文書と、郡長や郡書記、郡会議員等を輩出した家の文書により展示を構成することはできた<sup>(3)</sup>。

しかし、このことから一組織の資料群がそっくり失われても他の資料で補える、という評価は成り立たない。同時代に存在する様々な組織は、それ単独で成り立っているわけではない。常に他の組織との関係を有して存在し、運営されている。よって、ある組織の文書管理も他の組織の文書管理と連関を持ちながら組織され、運営される。国一府県庁一郡役所一町村役場という中央集権的な行政組織体系では、上申、照会、下達などの文書の流

れにより、同一案件の文書が複数の組織に残されることになる。上位に位置する組織には、より情報が集約された形の文書が多くなる一方、下位の組織には個別具体的な情報を記す文書が多くなる。また、処理権限の委任などから、下位組織から上げられる願届同等の文書は、中間組織で留まるものと、さらに上位の組織に上げられるものとに分かれることになる。郡役所の例で言えば、町村から上がってきた案件のうち、「郡長委任条件」等にあたるものは、郡長の決裁により町村に回答が戻され、府県庁には集計的な報告が上げられるに留まり、そうでないものは、個別案件ごとの文書が府県庁に上げられることになる。その回答は、郡役所を通して町村に伝達される。

このような文書伝達の相互関係から、府県庁文書には郡役所から提出された文書が残り、また、郡役所を直接指揮監督する機関として、その制度に関する文書や統計・巡視・報告等の資料が残されることになる。そのうち、永年保存として現在に維持されてきたものにより、一定度の展示叙述が可能になったわけである。

このような関係にある組織の文書は、「組織群」の文書としても見てみる必要がある。当時の行政的観点のみで判断する限り、重要な文書は県庁に上げられてきたものであり、郡長に委任され郡役所で留まる文書の重要度は低いことになる。当時におけるこの基準は、制度構築の時点から決定されている自明のものであったといえよう。大正15年に郡役所が廃止され、多くの文書が県庁に引き継がれはしたが、その現用性が低下した昭和19年段階

においては、他の価値観を導入しない限り、県庁十郡役所という同一目的の「組織群」文書の評価選別で、郡役所文書が優先的に廃棄されるのは、当然の結果となってしまふ。現在、戦前期府県庁文書がよく残されてる府県においても、郡役所文書の残存数が極端に少ないのは、アーカイブズ制度の欠如を端的に表す指標といえようか。

\*

本稿は、一組織の資料群認識はそれ単独で完結するものではなく、関係組織の資料群との関係の中であわせ考える必要もある、という展示を通じての再認識から、郡役所の文書・情報を、県庁の文書・情報との関係のなかで調べてみようとしたものである。当時の府県行政の記録や情報は、府県庁文書だけで完結するものではなく、郡役所、さらには町村役場の一部も含めた「組織群」の中で形成されるものである。

その意味で、当館の中核を成す資料群である「埼玉県行政文書」のうち、明治12～大正15年期のものは、郡役所という下位組織の存在を前提とし、両者の文書群が相互補完的な関係を持つ「組織群」関係のもとに形成されてきたものである。この資料群を利用提供するにあたっては、郡役所と県庁との文書相互関係、情報の共有関係などに資料認識を及ぼす必要がある。その際には、郡役所内部での文書や情報の管理だけではなく、県庁を中心とした外部との関係が重要であり、県・郡一体としての情報施策を見ていく必要がある。明治～大正という時代の一府県における地方行政の有り様を、組織間の文書・情報の有り様から垣間見る作業にもつながり得よう。

以上の問題意識に立って、以下、郡役所設置の明治12年から明治29年4月の郡制施行以前という期間を対象に、設置時の文書引継、関係法規類、公告制度、公報紙『埼玉県報』との関係、文書管理の方法、所蔵書籍などから考えてみたい。紙幅等の関係もあり、郡役所の組織的性格が変わる郡制施行後の検討は機会を改めたい。

## 2 発足時の諸規定

### (1) 郡長委任条件

郡区町村編制法が公布された3日後の明治11年(1878)7月25日、従来の「府県職制并事務章程」を廃して「府県官職制」が公布され、新たに郡長、郡書記が置かれた(明治11年太政官達第32号)。郡長は「事ヲ府知事・県令ニ受ケ、法律命令ヲ郡内ニ施行シ、一郡ノ事務ヲ総理ス」「法律命令又ハ規則ニ依テ委任サル、条件及府知事・県令ヨリ特ニ分任ヲ受クル条件ニ付キ、便宜処分シテ後ニ府知事県令ニ報告ス」「町村戸長ヲ監督ス」がその任務・権限とされた。

このうち、府知事・県令への事後報告のみで郡長が処分できる事務としては、(1)徴税並びに地方税徴収及び不納者処分、(2)徴兵取調、(3)身代限財産取扱、(4)逃亡・死亡・絶家の財産処分、(5)官有地の倒木・枯木の売却、(6)電線・道路・田畑・水利に障害ある官有樹木の伐採、(7)河岸地借地検査、(8)職遊獵願・威銃願、(9)印紙罫紙売捌願、(10)小学校学資金の10項目とされ、さらに翌年3月17日埼玉県達乙第6号で、県令より特に委任するその他の条件として、(1)戸籍表調製、(2)例規ある改名願、(3)例規ある救助、(4)教導職試補薦挙の照会受理、(5)神社臨時祭・仏閣開扉願など43項目があげられている。

これらが、新たに設けられた郡役所の職務と権限の基本的な範囲であり、よって、新たに形成を始める郡役所文書の構成も、これに規定されたものとなる。このことは、同日付の埼玉県達丙第9号「郡役所事務処分心得」の次のような規定に、より明確に示されている。

- 一 凡ソ郡長専任ヲ得タル件及特ニ委任セシ条件ニ付、人民ニ許可ヲ予フル者ハ郡長ノ権ヲ以テスヘシ
- 一 郡長ニ於テ其担任ノ事件ヲ施行スル文書ニハ郡長ノ名印ヲ用フヘシ
- 一 従前県庁ニ於テ取扱タル諸營業鑑札、郡長ニ委任セシモノハ郡役所ノ名ニ改ム

ヘシ

但、当分在来ノ旧鑑札ヲ用フルモ妨  
ケナシ

- 一 郡長ハ行政事務委任ノ権内ニ付テハ戸  
長ニ命令スルノ権アルヘシ
- 一 徴兵令・恩給令其他陸軍省諸例規中、  
従前区戸長ニ於テ取扱タル条件ハ郡長及  
戸長ニ於テ取扱フヘシ

すなわち、郡という行政区画、郡役所とい  
う県の下部組織が成立することにより、これ  
ら53の事務は県庁ではなく郡役所で処理され  
ることになり、それにとまなう文書の生成・  
蓄積は郡役所においてなされることになる。  
このことは、この時点で他の行政組織あるい  
は地方行政組織群全体の文書体系に大きな変  
化を与えたことを意味する。郡役所には受理  
のみが委任され、県庁に進達されていく文書  
がある一方で、これらの職務については、個  
別事件の処理過程文書は町村と郡役所の間で  
のみ往復・保存されることになり、県庁には  
事後の報告書や集約された調書が提出される  
ことになる。

たとえば、この53の項目のうちでも、郡単  
位での報告・統計表「調製」として、戸籍表、  
郡内の政表、流行病患者一覧表、種痘表・患  
者死亡表、学事統計表が、また、調査として、  
徴兵取調、物産調、牛馬員数調、水陸運輸荷  
物出入数量調が明示されている。これらの「材  
料」となる文書が町村から郡役所へ、そして、  
完成した報告・統計表が県庁へと提出される  
情報の流れが形成され、その結果、新たに郡  
役所文書という組織文書群が形成を始めるの  
みならず、府県庁文書や戸長役場文書の構造  
にも変化をもたらすことにつながる。<sup>(4)</sup>

## (2) 区からの文書引継

前述の埼玉県達乙第6号が公布された3月  
17日から18日には、目前に迫った郡役所開庁<sup>(5)</sup>  
に向け、多くの事務規定類の達が出されている。  
る。<sup>(6)</sup>

埼玉県達丙第6号は、元区長からの事務受

取渡方を定めたもので、郡長赴任・引渡方照  
会の日より15日間を期して引き継ぐことを定  
め、「区務所ノ書類ハ一切其所轄ノ郡役所へ  
引渡」としている。10年に満たない区務所の  
歴史から、現用性の有無を斟酌することなく  
「一切」の引継ぎが命じられたものと考えら  
れようか。

この引継ぎ時点で埼玉県の区制は旧埼玉県  
域と旧熊谷県域では異なっており、旧埼玉県  
域は小区がおかれず、大区にあたる区のみが  
存在し、区長・副区長が区務所で事務を行っ  
たのに対し、旧熊谷県域では大区小区が置か  
れたが、大区に区長はおかれず、小区におか  
れた副区長が輪番で大区の会所に出勤した。  
鈴木庸行比企・横見郡長の日記によれば、比  
企・横見郡役所では4月13日に「各区ヨリ事  
務引渡シ」とあるほか、鈴木自身が第一大区  
七小区の副区長であったため5月17日付で引  
継ぎを行っている。その際の引継書類目録が  
残されており、表1のような文書が小区から  
郡役所に引き継がれたことがわかる。<sup>(7)</sup>

表1をみると、たしかに布告布達書類や徴  
兵調書は古くからのものも引き継がれている  
が、これらは明治12年段階でも現用のものと  
考えられる。また、台帳、調書的な簿冊がほ  
とんどを占めており、願届書類等は見られな  
いことから、この引継目録を見る限りでの  
「一切」は、郡役所での執務に直接必要な現  
用文書の「一切」であったように思われる。  
すでに指摘されているように、行政の末端組  
織として「町村の概況を知ることのできる史  
料、土地・戸籍・徴兵の台帳類および現用文  
書」が郡役所に引き継がれ、「共同体維持機  
能にもとづく」<sup>(8)</sup>文書類は、引き続き宮前村戸  
長であった鈴木家に残された（引き継がれ  
た）という選別がなされたとも考えられる。  
この引継ぎのため、鈴木郡長は帰省休暇を願  
い出て5日間を宮前村自邸での整理に費やし  
ている。

一方、区務所から郡役所への引継ぎではな  
いが、旧埼玉県域の区長間で引継がれた例と  
して表2がある。郡役所設置前年の明治11年

表1 埼玉県南第一大区七小区から比企横見郡役所への引継書類

1	自明治六年六月至同十二年三月御布告布達書類 但自第壹号至第拾四号	14綴
2	戸籍簿 但明治八年一月改 区内拾六ヶ村分	9冊
3	自天保十亥年至文久二戌年国民軍名簿	24冊
4	明治十二年国民軍人員表	1葉
5	明治十年一月一日調戸籍総計表 但小区総計并各村分共	17葉
6	明治十年一月調神社調帳	1冊
7	明治十年一月調寺院廃合僧尼増減表	1葉
8	明治十年一月調寺院堂庵取調帳	1冊
9	明治十一年一月一日調戸籍惣計表 但各村分共	1冊
10	自明治十年一月至同年十二月本籍寄留出生死亡調	1冊
11	自明治九年一月至同年十二月本籍寄留出生死亡調	1冊
12	明治十二年一月一日調戸籍惣計 但小区惣計并各村分共	1冊
13	檀出人届書	1綴
14	自嘉永二酉年至同四亥年徴兵調書 但明治七年八月調	6冊
15	嘉永五子年中出生徴兵調書 但明治七年十二月調	1冊
16	自嘉永六丑年正月元日年末迄出生徴兵調書 但明治六年十一月調	1冊
17	自安政二卯年正月元日至同年二月十五日出生徴兵調書 但明治八年四月調	2冊
18	自安政二卯年二月十六日至同三辰年二月末日出生徴兵調書 但明治八年十一月調	3冊
19	自安政三辰年三月一日至同四巳年二月末日出生徴兵調書 但明治九年十月調	2冊
20	自安政四巳年三月一日至同五午年二月末日出生徴兵調書 但明治十年十月調	3冊
21	自安政五午年三月一日至同六未年二月末日出生徴兵調書 但明治十一年十月調	2冊
22	徴兵名簿 但明治十二年一月調	1冊
23	棄児名簿 但明治十二年一月調	1冊
24	本庄草加栗橋三駅迄里程調書 但明治十一年六月調	1冊
25	東京浦和宿麻宿迄里程調書 但明治九年十月調	1冊
26	自明治十一年一月至同年十二月民費調	1冊
27	村吏名簿	1冊
28	小区印	2箇
29	牛馬現数表 但明治十一年十一月調	1葉
30	明治九・十年普通物産調	2冊
31	明治九・十年特有物産調	2冊
32	明治十一年学資金高表及支出方法書 但五校分	1綴
33	旧新反別并旧草高調 但明治十年二月調	1冊
34	官有二属スル動産不動産調 但明治十二年一月調	1冊
35	八商結社簿 但明治十年十二月調	1冊
36	質屋染物屋大帳割印帳	1冊
37	旅人宿取締并副取締住所姓名書	1冊
38	清酒醸造・焼酎蒸溜・濁酒醸造・酒類請売営業名簿	1冊
39	諸車・川船・牛馬売買・売薬請売営業并所有人名簿 但明治十二年一月改	1冊
40	菓子商・烟草具小間物商・宿屋・質屋・山稼営業名簿 但明治十二年一月改	1冊

(鈴木(庸)家文書7651「書類目録」より作成)

表2 明治11年4月30日付 埼玉県第十五区区长引継書類

<p>第壹 官省御布告御布達書</p> <p>太政官御布告 翻刻共 明治六年ヨリ十一年四月迄                  内務省御布達 翻刻共 明治六年ヨリ十一年四月迄                  大蔵省御布達 翻刻共 明治六年ヨリ十一年四月迄                  司法省御布達 翻刻共 明治六年ヨリ十一年四月迄                  教部・工部省御布達 翻刻共 明治六年ヨリ十一年四月迄                  海陸軍省御布達 翻刻共 明治六年ヨリ十一年四月迄</p>
<p>第貳 当県御布達</p> <p>活版 明治六年ヨリ十一年四月迄</p>
<p>第三 証券印紙則并三区内調査 明治六年ヨリ十一年四月迄</p>
<p>第四 諸綴込</p> <p>諸御達書其外書類 明治六年ヨリ十一年四月迄                  諸願同届 明治八年ヨリ十一年四月迄                  警部関係書類 明治八年ヨリ十一年四月迄                  社寺諸願同届 明治八年ヨリ十一年四月迄                  地租改正書類一切其外地籍及地主惣代人名簿 明治八年ヨリ十一年四月迄</p>
<p>第五 御布告留 明治五年ヨリ同十年迄</p>
<p>第六 戸籍徴兵書類</p> <p>徴兵令参考及後備軍御規則類 明治五年ヨリ同十年迄                  戸籍徴兵諸願届 明治六年ヨリ十一年四月迄                  徴兵連名簿 明治八年ヨリ十一年四月迄                  送入籍寄留書并已卒戸主替届之類 明治七年ヨリ十一年四月迄                  国民軍并徴兵調査 明治七年ヨリ十一年四月迄                  国民成丁簿外ニ丁年表共 明治七年ヨリ十一年四月迄                  戸籍年々一月一日現在調并ニ総計表 明治七年ヨリ同十一年迄                  戸籍帳 区内十九ヶ村分                  誕生帳 区内十九ヶ村分                  戸籍増減調下稿 壹束                  明治五年已来分家亡跡相調 壹冊                  伍長名簿 壹冊                  逃亡人名簿并ニ下調共 貳冊</p>
<p>第七 社寺関係書類</p> <p>上知内反別租税帳写                  元朱印地高并小作調及引裂上地調                  官林調査上知絵図面調査                  社口寺院廢合族籍届墓所調査</p>
<p>第八 出納簿并諸費調等</p> <p>此分明治拾壹年第一月中事務之都合ニヨリ相談之上一切出納上ニ関スル諸帳簿并ニ金員共已ニ相渡有之、依而茲ニ略ス、但副区長島田俊輔殿へ引渡タル也</p>
<p>第九 諸書合類</p> <p>棄兒養育米代諸証 全                  鉄砲調書類 全                  編輯二付区内書目書上 壹冊                  物産表 明治七年ヨリ十一年迄                  度量衡御規則并調書 全                  県庁并東京里程調 壹冊                  民費調 明治七年ヨリ十一年迄                  堤防橋梁書類 同ヶ所附 合式冊壹束                  協議書類 貳冊                  地券書類 八冊                  孝子義僕書上其外書上物 三冊                  遞送人調其外書上類 壹束                  諸調書上類 明治七年ヨリ十一年四月迄                  諸商結社人名簿并割印帳共 貳冊                  区務処出勤簿 明治七年ヨリ十一年四月迄</p>
<p>第十 書籍類</p> <p>布告全書 十九卷                  官途必携 九卷                  内務省御達書 四十冊                  海陸軍省規則書 九冊                  郵便并諸般規則類 四十六冊                  律令要略 壹冊                  国立銀行条例 貳冊                  法令彙纂 壹卷                  文部省年報 二冊</p>
<p>第十一 諸雜書類</p> <p>村誌調雛形并ニ武蔵風土記区内十九ヶ村分                  村誌八冊                  救荒予備金維持方法関係下書并ニ台帳区内村々連印之分其外八木原三郎右衛門ヨリ預リ書等一切書類                  但公債証書番号帳とも                  諸元案綴 壹冊                  町村会議員取調并ニ控留共 壹綴                  区務所借受約定証書 但取り為替之分                  加藤旧区長転任之節事務引送り書 壹冊</p>
<p>第十二 学事医事関係書類</p> <p>此分明治拾壹年第二月中学区取締斎藤周一郎殿へ右ニ関スル一切之書類并ニ金員共相渡シ有之ニ付今茲ニ其標目ヲ不掲</p>

(長谷川家文書41「区務所引送り目録」より作成)

表3 埼玉県第四区学区取締から郡役所への引継書目

明治12年4月5日付 北中葛飾郡長宛

公立小学教員等級名称録	壹冊
学校々務掛姓名録	壹冊
学齡人員表 明治十一年自一月至十二月	壹冊
明治十一年自一月至十二月学資割渡証	壹冊
目今就学人員表	壹冊
明治十一年々報諸表	壹冊
明治十一年各学校日計簿	四冊
月次概覽表	四冊
明治十一年学齡人員録 廿七ヶ村分	廿七冊
明治十一年自一月至十二月出納表	四葉
学校敷地調査	壹冊

明治12年4月25日付 北中葛飾郡長宛

十一年自一月至十二月各校日計簿并概覽表	八冊
十二年自一月至三月各校日計簿并概覽表	二冊
十二年自一月至三月出納表	二葉
本年学齡人員調査録并表 廿三ヶ村分	一括
県立学校々費金員録	一冊
本年学資金高表	一冊
本年学資支出方法書	一冊

明治12年4月10日付 南埼玉郡長宛

公立小学教員等級名称録	一葉
学校元校務係姓名録	一葉
目今就学人員表	一葉
明治十一年学資日計簿 但両校分	二冊
月次概覽表 但両校分	二冊
明治十二年平方船渡両校学区学齡人員表	二葉
明治十二年自一月至三月概覽表 但両校分	壹冊
明治十二年自一月至三月出納表	二葉
明治十二年自一月至三月学資金高表 同支出方法書	三括
敷地調査	一葉

（小林（正）家文書1029「引継書目」より作成）

のものであり、郡役所にもこれらの文書が引継がれたものと思われる。また、学区取締役から郡役所への引継ぎ事例としては表3がある。

郡役所文書は、これらの引継文書から形成を始めたといえよう。

### (3) 文書事務に関する諸達

翌18日付で出された達丙第12号と同13号は、郡役所及び郡長らの役所印について規定したものである。すなわち、県から交付されたのは「表立候公用文書」に用いる郡役所印一箇のみであり、「諸帳簿ノ勘合印其他ノ小事件ニ用フル役所印」は雛形に照準して各郡役所で彫刻すべきことを伝えるものが丙第12号の

内容であった。一方、丙第13号は「公務ニ関シ郡長或ハ郡書記主任ノ名ヲ以テ上申下達及ヒ往復スル文書ニ相用候印章」は「官名苗字名」を彫刻し、転免の際には役所に返上することとされた。事件の大小や文書の重要性・位置付け等による印章の区分は、集権的官僚制における権限の表出であるとともに、行政的な文書価値を明瞭な視覚性で確認するための文書管理の合理的手法のひとつであったとも考えられる。

同様の文書管理上の合理性を求める達が、続く丙第14号である。「諸申陳往復文書及ヒ永久貯蔵ノ記録」と「金穀出納勘定帳及ヒ内訳明細表」に用いる罫紙につき、雛形を提示し全郡役所で統一させるものである。前者の罫紙は版心に「埼玉県 某郡役所」と刻した13行罫紙、後者は「勘定帳用紙 埼玉県 某郡役所」と刻した10行罫紙であった。

二つ折り罫紙による紙型の統一は、簿冊型文書管理の方法の前提となるが、この統一はすでに明治2年に太政官政府から達せられており（明治2年12月13日太政官布告第1153）、「公書往復及ヒ永久貯蔵ノ記録ニ用フル罫紙」の13行統一は、院省使庁府県に対してはすでに同8年4月の太政官達第52号で達せられている。「添削等ヲ要スル草案用紙ハ各庁ノ便宜ニ可任」（太政官達第52号）、「添削等ヲ要スル草案罫紙ノ儀ハ用紙及行数等各郡役所ノ便宜ニ彫製シ不苦」（埼玉県達丙第14号）という単独組織内にとどまる文書、あるいは、保存性の求められない文書には及ばないとする点も同様である。一方、照会文書と回答文書のように異なる組織の文書が一体になって編冊される「永久貯蔵」簿冊においては、判型の統一性と版心による作成組織の識別性が必要とされる。府県及び府県を経由しての院省使庁への文書進達に加わることになる郡役所は、この官の文書往復体系の中に同一基準で組み込まれる必要があったのであり、文書管理などを規定する処務規程に先んじて、発足時にいち早く出された文書関係規定がこの点であったことは、郡役所自体の文書管理

表4 明治17年埼玉県丙号達(郡役所宛)に見られる用紙指定例

月日	達番号	法令等名称	様式名称	指定用紙
3月22日	丙6号	郡役所会計規程	支出金切符	西ノ内或ハ西洋紙
3月26日	丙8号		地稅犯則者処刑表	常用界紙
6月19日	丙12号	地方稅金其他領収及送納順序	過納下戻切符	西ノ内
6月28日	丙13号	森林諸收入金上納順序	森林諸收入予算明細書	半紙罫紙
			森林諸收入皆濟帳	半紙罫紙
			森林諸收入金報告書	半紙罫紙
			森林諸收入金未納仕書	半紙罫紙
7月5日	丙15号	租稅不納者財産公売処分報告表更正	地稅第何期不納者公売処分報告表	美濃紙
8月4日	丙18号	租稅金ノ内官損及勘定除却ノ分送納取扱順序	(追納金上納証)	美濃棗罫紙
8月11日	丙19号	地券書換及授与取扱順序改正	地券証印稅表	美濃紙
10月14日	丙24号	會計規程	經費予算表	美濃罫紙
			經費予算明細表	美濃罫紙
			郡役所予算説明書	美濃罫紙
10月27日	丙26号	國民兵人員表改正	何郡役所部内國民兵人員表	美濃紙

(埼玉県行政文書明523「管下諭達」に編綴されているものの一部から作成)

表5 明治24年郡役所用紙使用量(支払・払出高)

品目	児玉外二郡	秩父郡	比企横見郡
半紙/白半紙	31997	34540	62937
大半紙			127
界半紙/半紙全罫/罫半紙	30090	24255	200
半紙半裁界紙/半紙半罫/半紙半裁罫	7380	8321	2500
半切紙			*10
白罫紙			26900
美濃紙/白美濃/美濃白紙	1410	3505	2293
西ノ内紙	335	1583	473
程村			7
薄美濃紙	112		
美濃界紙/美濃全罫/美濃罫紙	918	1740	1936
トウサ引美濃紙			187
美濃表紙	52	61	92
半紙表紙	356	347	380

西ノ内表紙		0	
大奉書	78		18
中奉書	17		16
奉書/小奉書		127	11
半紙封筒			6870
西ノ内封筒			400
美濃封筒			192
状袋	7251	7790	
上状袋	129		
西洋紙封筒/洋紙封筒			1778
洋半紙/白洋紙	2173		365
西洋紙		693	
画用紙	2		4
大延紙	301		
半紙四ツ切投票用紙	2660		
厚紙		3600	
雁皮紙		98	
旅費用紙			480
受付差出用紙			6600
罫洋紙			351
裁定用紙			240
複写紙			84

\*6720枚の「受」があるが使われていない(埼玉県行政文書明769「雑款(復命)」より作成)

というよりも、先行している国及び府県という上位組織及びそれら全体の文書管理体系の維持こそが意識されてのものであったと考えられる。

なお、この後、郡役所の各種特定様式に対する用紙の指定が進められる。たとえば表4は、明治17年に郡役所宛に出された埼玉県丙号達に見られる一例を掲げたものであるが、美濃紙、半紙だけでなく西ノ内紙や西洋紙がみられる。逆に、郡役所の在庫用紙を見ると、当時指定がなされ使用されていた用紙の種類と使用量を推測することができる(表5)。次に、やはり18日付で出された丙第16号「郡役所往復規程」も同様の意図によるものといえる。郡役所内部での文書処理についての規定ではなく、「往復」すなわち府県及びそれを通じての国との文書伝達の方法こそが、郡役所において統一的に遵守されなければならない優先事項であったといえる。

全9条から成るが、その第1条では、郡役所から進達する諸申牒はすべて郵便で送達することを規定し、県庁からの指令・達等の文書も郵便に付すことを記している。すでに埼玉県では、明治6年に県庁への請願等を郵便

によることを認め<sup>(9)</sup>、また、政府は同8年に「府県往復規程」を定め、府県より進達する諸願伺届等はすべて郵便をもって直に院省へ送達し、院省から府県への諸布告・布達類や指令、達等の文書も郵便に付すべき事を定めている。本規程は、この「府県往復規程」を踏まえたものであり、これら伝達ルート上に新たに加えられることになった郡役所にも同一の原則を命ずるものといえる。情報伝達の迅速性と合理性を郵便に求めると同時に、郵便制度の推進を図るための政策であった。

第2条以下では、県庁からの郵送公文等への「送記」添付と、その「領受ノ証」としての返戻、物品・簿冊等附属品がある場合の通運会社ないし脚夫等による通送、1か月分の郵送による諸布告・布達等の受領表提出、機密・親展文書の場合の標記、県庁への出頭による場合の手続き等を定めているが、ここでも「府県往復規程」と同様の条文が多い。

次項で検討する「布達規則」を含め、17、18両日に出された一連の文書関係の達が求めた目的は、県庁と郡役所との情報伝達を確かなものとするのであったといえるのであろう。郡役所内での文書の処理や管理について定める規定は、この時点では出されていない。<sup>(10)</sup>

#### (4) 布達規則

県庁・郡役所にとって最も重要な情報伝達は布達＝法令伝達であり、「布達規則」はいち早く17日付埼玉県達乙第5号で達せられた。「第一章 布達式ノ事」「第二章 布達頒布ノ事」「第三章 布達費用ノ事」の3章全18条からなるが、郡役所に関する主要な内容は次のとおりである。

- 1 管内一般に達すべき達を甲、戸長役場に知得せしむる達を乙、郡役所限りの達を丙、管内論達書及び各郡役所に普及せざる達を無号と区別する。
- 2 県布達・達はすべて活版印刷とし、官省布告・布達のうち各町村に頒布すべきものもすべて活版で翻刷する。
- 3 県布達・達は欄上に「庶」「勸」「租」

「警」「学」「出」等、主務課の頭字を標記して査閲に便する。

- 4 官省布告・布達及び県布達は欄外に「揭示」の二字を標記する。
- 5 官省布告・布達及び県布達の人民必要の件は了解しやすいように文字に仮名を施す。
- 6 県庁第一課から一郡役所所轄分を一括して送達し、さらに郡役所から戸長役場に配達する。
- 7 郡役所への配付部数は、官省布告・布達本紙2部、同達本紙1部、同布告・布達翻刷2部（うち1部は揭示用）、県布達3部（うち1部は揭示用）、同乙号達2部、同丙号達2部。
- 8 着日・番記号・部数等を簿冊に登録し、1か月ごとに受領表を県庁へ差し出す。
- 9 官省布告・布達及び県布達を人民周知のため揭示所に30日間揭示する。

明治初年以來順次改正を重ねてきた公告方法は明治9年12月の「布達規則」で体系化されたが、郡区町村編制法下における郡役所を経由するものとして、新たに制定されたわけである。1～4は、大量化する布達の情報整理に機械的合理化を図るものとして、また、5は情報リテラシイの問題として順次取り入れられてきた方法であるが、とくに3は、職務分担を取る郡役所規模の組織においては有効性の高いツールであったといえる。2の活版印刷による定型化、1の甲乙丙号区分・番号付与とあいまり、担当掛への分配や編纂保存を容易にし、その検索性を高めるものであった。

同規則は翌13年5月の埼玉県達乙第34号で一部改正され、埼玉県の公告方法はほぼ確立したが、この後、同16年の『官報』、同19年の『埼玉県報』創刊により、これら定期刊行物への掲載が公告式となる。このことは、国や府県の広報・知識啓蒙メディアと公告の融合＝情報施策の問題への拡大を意味するが、郡役所の成立によって新たに生まれた郡役所（郡長）の公告制度も、『埼玉県報』との関



係を持つことになる。

### 3 郡役所の公告制度と『埼玉県報』

#### (1) 町村制施行以前の郡役所公告制度

初期の郡役所の公告規定は定かではないが、すでに明治12年中から郡長名での郡達が出されている。

たとえば、7月8日付の入間・高麗郡達坤第13号は、上述「布達規則」第14条の「条例等ニアラサル冊子表図ハ各町村ニ頒布セサルニ依リ郡役所ニ交付スル所ノ本紙壹部ヲ各戸長役場ニ回達スヘシ」という規定に対し、部内345か村に1部を回達するのではかえって支障が生じるとの理由から「冊子表図ハ回達不致、郡役所ニ備置候条、披閱致度者ハ郡役所ニ就テ披閱可致」旨を達する活版印刷によるものである。<sup>11)</sup>

同郡では同14年1月7日付坤第1号で「本郡布達類頒布ノ儀、本年一月ヨリ明治十二年本県乙第百三号達方法ニ拠リ郵便ヲ以テ通送候」と定めるなどの整備がうかがわれるが、<sup>12)</sup>同16年12月15日付坤第25号で「諸達規則」の翌年1月からの施行を達している。<sup>13)</sup>その内容は次のように県の規則に準じるものであった。

- 1 番記号の区別は、甲号を部内一般への布達、告号を部内一般への告示、論号を部内一般への論達、乙号を各戸長役場への達、丙号を一村あるいは数町村戸長役場への達、とする。
- 2 諸達類は印刷して配付する（丙号は印刷するとは限らず）。
- 3 欄上に「庶」「勸」「租」「学」「衛」「土」「兵」「会」等、主務掛の頭字を標記する（丙号は標記するとは限らず）。
- 4 配付部数は、布達・告示・論達を2部、乙号を1部とする。
- 5 戸長役場においてその町村人民へ便宜披閱させる。

郡役所の公告制度の整備状況を示す資料として、明治22年の郡長答申書がある。これは、町村制施行後半年を経過した同年10月から11月にかけて吉田清英知事が行った管内巡視に

際し、各郡長が諮問に答えて提出したものである。その諮問事項のなかに「郡公告式ノ規定如何」がある。

これによれば、入間・高麗郡役所では前述「諸達規則」の後、同19年8月の地方官制第43条により次のように「公示式」を定めている。

- 第一条 告示ハ部内一般又ハ其一部ニ公布ス
- 第二条 告示ノ一部ヲ限り発スルモノハ其郡町村ヲ指定ス
- 第三条 凡ソ告示ハ郡長ノ名ヲ署シ年月日ヲ記入ス
- 第四条 告示ハ印刷シテ之ヲ発布ス、但、一部ヲ限り発スルモノハ印刷スルノ限リニ非ラス

同様の公告式を定めている郡役所には、南埼玉郡役所、大里・幡羅・榛沢・男衾郡役所（以下「大里外三郡役所」と略す）、秩父郡役所がある。「南埼玉郡長ヨリ発スル公文」、あるいは、「大里幡羅榛沢男衾郡長ノ其部内一般又は一部ニ告達スルモノ」「秩父郡長ノ発スル告達」を告示と規定している。比企・横見郡役所（明治19年「告示達訓示発布規定」）と北足立・新座郡役所は、「部内一般」へは甲号、「一町村若クハ数町村」へは乙号という二種区分に特徴がある。また、比企・横見郡役所はその規定名どおり達・内達・訓示・告諭も、また、北・中葛飾郡役所は訓令・訓示等も規定している。

公告式の規定をいまだ持たない郡役所に北埼玉郡役所と児玉・賀美・那珂郡役所（以下「児玉外二郡役所」と略す）がある。前者は明治17年1月に定めた「諸達規則」、後者は「旧慣」によるとしているが、その方法は他郡と変わらない。両郡役所ともに新たな公告式を定める考えを示している。

住民への公示方法は、郡役所及び戸長役場への掲示をもって公布式と規定している南埼玉郡役所のほかは、町村役場へ送付し後は適

宜の方法に任せるものが多い。大里外三郡役所は「該町村ノ公告式ニ依リ公示ノ手續ヲ為スヘキモノ」と規定している。なお、印刷によることを規定しているのは入間・高麗郡役所のみである。

## (2) 県報の官報附録化と郡役所告示の登載

この「郡公告式ノ規定如何」という諮問事項が設けられた意図は明示されていないが、町村制施行後半年という時点の巡視全体の目的からすれば、新たな町村役場及び町村民に対して郡役所の告示事項が適確に伝達されているか、という町村制施行後の全体状況のなかに帰せられるのであろう。各郡からの回答によれば、町村役場から町村民への公示方法は、掲示や回達など各町村の任意である点が共通していた。また、公告式を新たに定めて明治17年の「諸達規則」や「旧慣」によっている郡役所も二つみられたのであるが、これに対して国や県の公告は、すでに同19年段階で『官報』及び『埼玉県報』という定期刊行物への掲載・配付をもって公布式としていた。これにより、郡役所及び戸長役場・町村役場への伝達も『官報』の配付と郡役所・戸長役場への備置をもって公布式とされ、別途の翻刻配付は廃された。

『埼玉県報』も明治19年8月の創刊に際しての稟議書に記された次の「県報ヲ設クル事由」にあるとおり、官報同様の位置付けが取られていた。<sup>(15)</sup>

県令ヲ発スルニ一ノ定式アラサル可ラス、其定式ヲ設クルニ昔日ノ掲示法ノ如キハ今日緻密ノ令文ヲ布施スルニ便ナラス、故ニ県報即チ県公文誌ニ県令諸達ヲ登載スルヲ以公布式ト定メタリ

県報創刊に際し、当初は郡役所告示も登載する計画であったようで、創刊に先立つ7月27日の告示第37号で示された「県報例規」の第2条登載事項には「郡役所告示」が挙げられている。<sup>(16)</sup> また、7月29日付丁第130号では郡長に対し、「郡役所告示及郡長管内外出張帰着并其公用件名ヲ登載スル筈」なので、「其

都度無遅滞報道スヘシ」と達しており、発行の直前まで郡役所を含めた公告を官報及び県報に一本化する考えがあったことがわかる。<sup>(17)</sup>

明治19年段階で郡役所の公告を県報から外した意図は定かではないが、郡役所への諮問が行われた同22年10月は、県報自体の位置付けが大きく変わろうとしている時期にあっていた。すなわち、「県報ヲ廃止官報登載ノ義」について県会で議論され、12月9日付で県会議長加藤政之助から吉田知事にあて建議書が出されたのである。具体的には、すでに前例のある東京府の例にならって官報附録として発行し、県令その他の要法はすべてこれに登載、あわせて管下人民に限っての附録のみ単独購求の特許を得ることで、官報をもって県報に代用する、というものである。<sup>(18)</sup>

この方法は、前年に内閣官報局長より協議があったもので、このときは12月15日付で「原稿通送ノ手配其他種々差支ヲ生シ候間、当分之内難応御協議」と回答していたが、このような具体的な案があったことを前提に、経費削減などの問題から建議に至ったと考えられる。この建議から2日後の11日付で官報局長への照会がなされ、14日付で承諾の回答を得、早くも翌23年1月からの官報附録化が実現している。

その1月24日、次のような「某郡告示公布式案」が埼玉県第一部長から各郡長宛に通牒された。<sup>(19)</sup> これは、郡役所告示は県報登載をもって公式とすべき旨の内訓にもとづき、従来の公布式を改正するように求めるものであった。

第一条 某郡長ノ発スル告示ハ之ヲ官報附録埼玉県報ニ登載スルヲ以テ公布式トス

第二条 告示ハ部内一般又ハ其一部ニ発ス、其一部ヲ限り発スルモノハ郡町村ヲ指定ス

第三条 凡ソ告示ハ郡長ノ名ヲ署シ年月日ヲ記入シ番記号ヲ附ス

これを受けた各郡では一斉に公布式を告示、2月4日を嚆矢として、県報登載による郡役所告示の公布が実現したのである。この措置

に知事巡視の際の諮問が影響しているかどうかは定かではない。確かなことは、前年12月26日付で知事が吉田から小松原英太郎に替わっていることであり、この措置は小松原のもとでなされたということである。小松原は、慶應義塾に学んだ後、『評論新聞』編集長という経歴と新聞紙条例による投獄という経験を持つ。その後、外務省で3年のドイツ在留の後、内務省では官報創刊の中心メンバーであった人物である。新聞というメディア、そのなかでも官報という新たな官の公報紙が必要とされた意義について最も通曉していた人物の一人であった。

その官報の目的の一つは、「近代の国民国家形成過程において、中央から地方へと法令の周知徹底を図り、法の支配を画一化・標準化し、かつ法および国家の権威を保つ」ことであった。<sup>23)</sup>それは、県報の役割においても同じであろう。小松原は赴任早々に、県及び郡の最重要情報の単一メディアへの集約とその伝達方法の統一を求めたのではないだろうか。

### (3) 県報再刊と郡役所情報の収集強化

県報の官報附録化は、しかし、1年3か月という短期間で終わる。明治23年12月24日付往第268号で、高橋官報局長は小松原知事に対し官報附録の廃刊を照会、知事は27日付で翌年3月での廃刊を了承した。その理由は、「其開刊ノ当時ト異ナリ、近来官報発行部数及所載材料著ク増加シ、殊ニ帝國議会議中ハ其議事速記録ヲ附録トシテ刊行スル等、彼是費用上困難ノ場合モ有之」というものであったが、<sup>24)</sup>このような状況ゆえもあるろう、県報掲載事項数は、明治20年1,851件（うち彙報1,216件）、同21年1,480件（うち彙報1,077件）、同22年1,585件（うち彙報1,161件）に対し、同23年は総数が1,688件と増えているのに対し、彙報は970件と減少している。県令、訓令、告示などの公文は登載を欠くことのできないものであるため、登載数の制限を彙報等が負わされた結果であろう。

しかしながら、官報は「法の支配の画一化

・標準化」という目的のほかにもう一つ、「国家の政策的意図に沿った内外の諸情報をも掲載することで、近代化を推進する政府諸機関や地域社会にとっての総合的な情報紙という性格」<sup>25)</sup>を担うものであった。初期の官報は法令の公布のみならず、中央・地方の官庁や司法、警察、財政、府県会、陸海軍等の動向、教育・衛生・農工商業・通運などの国内情報、さらには海外の情報を報じた。これは埼玉県報においても同様で、法令類のほか、県庁事項（官吏の動静や褒賞、県会、連合町村会、財政等）や農工商・兵事・教育・衛生・監獄・警察事項といった知識啓蒙や地域動向の情報が彙報の内容であった。駅通局長に提出された県報雛形の説明に「施政上参考トナルヘキモノ、若クハ人民ノ便益ニ資スヘキモノヲ載ス」とあるのも、県報の官報同様の目的を示している。

官報の使命を熟知している小松原にとって、官報附録という、紙面の限られた制約の多い位置付けは歯がゆいものであったのではないだろうか。かつて在籍した内閣官報局からの廃刊の照会は、小松原にとっても好都合だったのではないか。小松原から照会を働きかけたという憶測もあり得ないことではないかもしれない。

県報が官報附録から県の発行に戻った直後の明治24年4月6日付で小松原は転任したが、新たに赴任した久保田貫一も、東京日日新聞編輯長の経験を持ち、小松原と共に内務省で官報創刊を推進した一員であった。9月18日、郡役所に対し「官報県報報告取扱手続」が施行された。<sup>26)</sup>これまで県報報告手続は県庁各課に対してのみ規定され、郡役所からの報告の規定はなかった。郡役所については、「官報々告例規ヲ定メラレ候ニ付、右ニ依リ報告致来候儀ニ有之候得共、其条項等ハ頗ル漠然ト致居候」という状況にあり、それゆえ「本案詮議」がなされた、とある。もちろん郡役所から県庁各課へは常に種々の報告が上げられており、それらを材料に県報登載のための報告は県庁各課からなされていたわけであるが、

この取扱手続により各郡役所に報告担任者1名ないし2名が置かれ、彼らから直接、各郡内の情報が原稿用紙で寄せられることになったのである。

国家の政策的意図に沿った近代化推進のために、各郡域の情報が県報というメディアで全県的に共有化されることが期待されたのであり、その有益情報の集積強化の役割が、郡役所の郡内情報集積機能に期待されたといえよう。報告を規定されたのは、次の46項目であった。

#### 【県庁事項・農工商・土木】

1 郡長管内外出張巡回、郡書記管外出張発着及事由／2 郡長管理町村会議ニ関スル事項／3 町村費歳入出予算精算／4 穀菜・果樹・桑樹・茶樹栽培法、蚕児飼養法、虫害駆除予防法、家畜・家禽蕃息・保健・治疾法其他農産物及工業上ニ関スル質問答議／5 諸作物景況／6 種子交換及肥料等得失／7 農作物試験場景況及其栽培植物種類／8 天産物・人造物成績及開墾等景況／9 旱水風雨雹害其他作物被害景況／10 農工商会開閉及議決要領並項目／11 農事相談会等紀事／12 老農実験説其他農事ニ関スル古来慣習ノ参考トナルヘキモノ／13 博覧会共進会等景況及出品概目審査概況等／14 天然物・人造物産出高、収納金高及増減並ニ原由／15 製作及製造場景況並ニ盛衰原由／16 発明工夫ニ係ル事項／17 蚕飼、製茶及製藍伝習所景況／18 蚕糸・茶業・森林組合及同業組合ニ関スル事項／19 牛馬鳥畜蕃殖及流行病等／20 物価変動及原由／21 特有物産市価並ニ売捌地方等／22 金融景況／23 銀行諸会社其他商業ニ関スル事項／24 水産ニ関スル事項／25 地籍異動及山林並ニ鉱物ニ関スル事項／26 天災(暴風雨其他山嶽鳴動崩壊等)及氣候激変等／27 開鑿其他諸般新工事又ハ古来大土工ノ参考トナルヘキモノ／28 河川堤防・道路・橋梁・溝渠等重要ナル修繕景況並ニ竣工等／29 堤防・道路・橋梁破損等／30 出水景況及其被害等

#### 【教育】

31 公私立学校(小学校ヲ除ク)試験成績及概況等／32 公私立学校(小学校ヲ除ク)教則・校則等制定並ニ改定要領／33 公私立学校新築及開校式等景況／34 公私立学校祝日大祭日儀式景況／35 学事ニ関スル諸会景況／36 教育篤志者行状

#### 【衛生】

37 伝染病流行徴候、病勢緩急劇易、病患屏息、予防消毒法施行要領、厠列刺病ニ罹リタルモノ郡町村大字並ニ氏名年齢等／38 地方病及中毒ニ係ル紀事／39 医会及衛生会開閉並ニ実況紀事／40 各郡医会年報／41 飲料水ノ試験成績／42 清潔法施行成績

#### 【兵事】

43 諸隊行軍演習等／44 徴兵慰勞会景況

#### 【雑事】

45 官印及官ノ記章アル物品並ニ諸鑑札遺失・紛失・焼失・流失・盗難・携帯逃走等／46 物件売買貸借及工事受負競争入札等

また、翌25年3月には「県報記載概例」が変更され、彙報の各事項の内容が細かく例示された。たとえば、「農工商」では次のように例示されている。

- ・農事ニ関スル事項(稲作・麦作・養蚕等景況、農事諸会、農作物水風虫被害、同収穫高、牛馬数、乳牛及搾取高、屠獸数、獸疫、獸医等)
- ・工業ニ関スル事項(工業及工業会社景況、鉱山試掘、借区、諸製造所、競技会等)
- ・商事ニ関スル事項(諸商況、諸商品景況、金融景況、諸物品輸出高、諸商品会社諸市場景況等)
- ・商工会其他ニ関スル事項(商工会景況、商工勸業会、商工会議所、勤勉貯蓄等)

このように、公告のみならず郡役所の持つ地域情報を県報原稿という形で集約する体制が強化され、その結果、県報という公報メディアによって全県的に利用するという情報施

策が、官報に深い知識を有する二人の知事在任期に推進されたことになる。

なお、この時期、明治23年には自由党系の『埼玉平民雑誌』が川上参三郎の埼玉平民雑誌社（のち埼玉平民社）から創刊され、小松原や久保田を攻撃していた。同25年には発行停止処分を受けたため、『埼玉新報』、『埼玉民報』、『新埼玉』（以上同25年）、『平民雑誌』（同26年）と改題して刊行を続けた。一方、同23年12月に県内初の日刊紙として創刊されたものの刊行が続かなかった『武蔵新聞』は、小松原の支援を受けたものであったという。官報準備期には、「半官新聞」を政府の情報政策・世論対策に利用することがあわせて画策されたものの失敗に終わっている<sup>28)</sup>。この時期の埼玉県の同様の状況にも考えを及ぼす必要があるか。

この結果、県報掲載の総件数／彙報件数は明治24年2,612／1,590件、同25年4,036／2,305件、同26年3,492／2,170件と急増するが、その増加数に彙報のウエイトが高いことがわかる。報告事項が最も多く、各郡域の景況が記事として表れやすいと思われる農工商事項で比較してみると、20年319件、21年168件、22年176件、23年45件、24年339件、25年454件、26年405件、27年334件、28年203件、29年202件となる。この数字の変移には様々な要因が重なっていると考えられ、単純な理由付けは控えねばならないが、官報附録であった23年の少なさと、その後の岡田・久保田両知事在任期である24、25年の顕著な増加ぶりがみられる<sup>29)</sup>。

#### 4 郡役所における文書管理

##### (1) 明治19年9月 郡役所処務通則

ここまで、県庁をはじめとする郡役所外部との法令・情報伝達体系、あるいは県報という公報メディアへの郡役所情報の集約化を考えてきたが、次に、それらのベースとなる情報資源＝文書の、郡役所内部での管理についてみてみたい。

すでに見たように、郡役所発足時に県は、

役所内部での文書処理に関する規定類は出していない。鈴木郡長の日記には、開庁間もない明治12年4月12日条に「退庁後各掛事務章程ノ会議アリ」との記述があり、事務章程の存在がうかがわれるが定かでない。

最初の全県統一的な処務規程が整備されるのは、同19年9月に県から達せられた「郡役所処務通則」である（明治19年県令丙第11号）。これより先、前年12月22日に太政官制が廃され内閣制度が発足、埼玉県では翌19年1月に「本県初の系統的処務規定」と評される「埼玉県処務条規」が制定された。その第二章には「文書取扱順序」が設けられ、文書の到達から処理を終えるまでの手順が規定されている。同年7月、府県に対して公布された「地方官官制」に基づき8月には「庁中処務細則」が調整され、「文書接受発送規程」も定められた。「郡役所処務通則」は、このような県の処務規程整備の一環として、全郡役所に共通する「通則」として出されたといえる。

この通則は全25条から成り、第1条で第一～三課という組織を定め、第2条以下では文書の処理に沿って事案処理を規定し、続く第22条以下で各課の分掌事務を列記している。文書管理の中心になるのは第一課であり、次のような文書・記録・情報に関する事務が分掌された（第22条）。

- ・ 到達ノ文書物品ヲ受付及配布スル事
- ・ 送達ノ文書物品ヲ発送スル事
- ・ 告示書及其他印刷ノ事
- ・ 官印及郡役所印ヲ管守スル事
- ・ 各課ノ文案ヲ調査スル事
- ・ 統計及報告ノ事
- ・ 記録文書ヲ整理シ及保存スル事
- ・ 図書出版届及版權願取扱ノ事

文書の受理から完結・編纂までの処理の中心になるのは同課往復主任である（第6条～第19条）。まず、郡役所へ到達した文書は第一課往復主任が接受・開封し、件名番号等を簿冊に記入する（第6条）。第一課長がこれを取り纏めて郡長の査閲・検印を得たうえで、往復主任は文書を主務の課長に配布する（第

7条)。各主務課で処理された事案は郡長の決裁、浄書、番記号付与が行われ、第一課往復主任に交付される（第13条）。往復主任は即日取り纏め封緘送発の手続きをする（第14条）、という流れで、往復主任は毎週木曜日に各課に配付した文書の処理状況をチェックし郡長に申告することも規定されている（第18条）。その他、この処理方法とは若干流れを異にする郡長親展文書の処理などが規定されている。

このように、外部との文書窓口は往復主任に集約され、庁内での処理状況も同主任によって管理されている一方、完結文書については第19条で「完結ノ文書ハ各主任ニ於テ其類別ニ從ヒ編冊シ紛雜ナカラシムヘシ」と各主任の担任となっている。しかしながら、第22条第一課分掌「記録文書ヲ整理シ及保存スル事」から、他の条文で使われている「文書」とは識別された「記録文書」の保存は第一課に集約することが考えられていたといえよう。

この前月に制定された県庁の「庁中処務細則」では、文書課に「郡役所戸長役場文書ノ保存及管守方法」の分掌があり、同課には往復主任とは別に記録主任が置かれ、「文書ノ記録要否判別」「重要文書ノ編纂及管守」「簿冊図画書籍ノ保存及出入」を規定している。県庁では、「要記録」とされた文書は各部課において謄本一通を作成して記録主任に送付、記録主任はこれを類従編纂する一方、各大臣からの命令書は謄本が主務部課に配布され、正本を「別ニ保存」とされている。組織全体の重要文書としての保存＝文書課と、事業遂行のための参照書類としての利用＝各主務課を両立させるため、謄本作成の必要が生じるわけである。

「郡役所処務通則」も、同様の重要文書集中保存を想定していると思われるが、保存に関する具体的な規定がなされていないのは、謄本作成までを必ずしも必要としない組織規模の違いといえるであろうか。郡役所の組織は、明治12年の発足時は、庶務、勸業、租税、学務、出納の五掛で（明治12年埼玉県達丙第

15号）、郡長を除く職員数は、16～31名（書記10～16名、備5～15名）程度の規模であった。<sup>61</sup>三課体制の同22年でも18名（児玉外二郡役所）から27名（北足立・新座郡役所）と大差なくわずかに規模を縮小している位である。

一方、25年の各郡役所平面図をみると、事務室は一室に集約されている場合が多く、文書の共有化が図りやすい構造であったと思われる。<sup>62</sup>これに対し、「庁中処務細則」での県庁組織は4部17課、半年前の1月段階での職員数は302人である。文書管理の方法は、上申下達関係にある組織間で共通性が求められる一方、それぞれの組織規模と施設設備に即したものが求められよう。このため、同時期に同じ埼玉県庁で作成されながら、「郡役所処務通則」に「庁中処務細則」の記録保存規定が援用されなかったことが推測される。郡役所の組織・建築規模は、いまだ詳細な記録保存規定を「通則」として全郡役所共通に課すものではなかったと思われる。

## (2) 明治20年 郡役所処務細則

このように定められた「郡役所処務通則」であったが、福井県からなされた同に対し、内務省が「郡区役所ノ処務細則ハ知事ノ定ムヘキモノニアラス」と回答していたことが判明したため、明治20年6月に廃止し、知事の認可を得て郡長が「郡役所処務細則」を定めるよう、改めて達せられた（明治20年達第3号）。

これを受けて各郡役所で定められた処務細則のうち、北足立・新座郡役所のものが『埼玉県報』第92号（明治20年6月28日）の「雑事」に紹介されている。文書管理に関する内容はほぼ「郡役所処務通則」と変わらないが、「文書接受」の方法が文書によって異なっている点に違いがある。すなわち、「本県其他ノ庁署ヨリ到達スル文書」は通則どおりであったが（第9条）、「町村戸長人民ヨリ差出シタル文書」は、第一課長及び郡長の査閲なく直接往復主任から主務課に配付することとされた（第10条）。また、「本県ノ特達訓令」

は往復主任ではなく同じ第一課の庶務主任が受領し、写本を主務課に回付し本書に認印を徴し置く、と規定されている(第11条)。

郡役所一律に出された通則が、すべての文書を一律に規定したのに対し、文書の扱いに差異を付ける必要が生じている北足立・新座郡役所の状況を示しているといえる。明治22年1～9月の同郡役所における文書の「往復件数」は、県庁その他の庁署からが2,060件(うち県庁1,292件)に対し「町村長以下」は23,822件に及んでいる。発送も同様で、3,071件に対し26,545件と9倍近い件数に及んでいる。また、同期間の願届届等の受付数は、「郡役所処分ニ係ル件数」28,128件、「県庁処分ニ係ル件数」6,009件である<sup>38)</sup>。細則第9条、第10条が規定する処理系統の区別は、ここに由来するといえる。

一方、「本県ノ特達訓令」という郡役所にとって最も重視しなければならない文書は、受領時点から庶務主任が担うことで、保存に重点が置かれ、保存と事務遂行の両立のための謄本作成という、県庁同様の処理が郡役所においても必要になっていることがわかる。

このような文書取扱上の区別の発生は、文書自体の種別制度化につながっていくことになる。それが明確に表現されているのが、明治22年改正の「郡役所処務細則」である。

### (3) 明治22年 郡役所処務細則改正

明治22年6～7月、郡役所分課組織<sup>39)</sup>廃止などを受けて各郡役所の処務細則が改正された<sup>40)</sup>。この改正処務細則は、同19年の「郡役所処務通則」や同20年の「北足立・新座郡役所処務細則」に比べ、組織、分掌、処務順序などの章立がなされた詳細なものとなっている。

この改正も知事の認可を受けて郡長が定めるものであったため、大筋では各郡同様の内容となっている一方、細部には差異がみられる。たとえば、掛組織も、庶務、税務、勸業(農商)、土木、兵事、学務、衛生、会計、会議(議事)の9掛ないし会議(議事)掛を欠く8掛と、掛名(勸業掛と農商掛、会議掛

と議事掛)や掛数に差異があった。とくに秩父郡役所は当初案にはあった総査掛を県の認可段階で削られ、結果的に庶務、議事、兵事、学務、会計の5掛となっている。同様に児玉外二郡役所は「総務掛」を「庶務掛」に修正されている。

この細則の中で、秩父及び児玉外二郡役所が文書を二類に区別している。

秩父郡役所では、「本県其他ト照会往復スル文書」及び「本衙ニ到達スル文書」を「第一類 諸官庁」、「第二類 町村役場以下人民」に区別している(第3章第17条、第4章第2条)。照会往復文書の場合は、番記号に主務の頭字を冠して番号を異にする処置も規定している。また、到達文書は第一類文書は庶務掛、第二類文書は主務掛と受理担当を区別、その後の処理も第一類文書が郡長の査閲を経て主務掛に付され、その間、庶務掛の到達簿と主務掛の事務担当録に記録されるのに対し、第二類文書は主務掛の件名簿のみという軽重を付けている。

児玉外二郡役所でもほぼ同様で、第一類が「各官庁」で庶務掛接受、第二類が「町村役場及人民」で各掛首座郡書記接受である。本細則でこの区分が規定されているのは到達文書のみであるが、同年の郡長答申書中の「受付文書及発送文書数」は收受、発送いずれも第一類と第二類にわけて集計されており、発送文書にもこの区分がなされていたことがわかる。同年1～9月の文書数は、第一類文書收受1,907件、発送1,891件、計3,798件に対し、第二類文書は收受7,652件、発送2,873件、計10,525件と、総計で約2.7倍、收受数で約4倍という差が出ており、特に第二類文書の收受数の多さが際だっている。これは、同24年1年間の数値でも同様で、第一類文書收受1,830件、発送1,984件、計3,814件に対し、第二類文書は收受6,687件、発送2,325件、計9,012件となっている<sup>41)</sup>。

また、北埼玉郡役所は第一類、第二類といった名称区分はしていないものの、「本衙へ到達スル諸官衙文書」と「町村吏并人民ヨリ

差出す文書」で処理上に同様の区分を加えている。

この文書区分は、出所による単純なものではある。しかし、先に見た北足立・新座郡役所の願届等例では、処分が郡役所に委任・分任されており専決できる件数は、県庁に処分を上申する件数の4.6倍に及んでいる。その専決可否の区分が行政上の重要性によってのことからすれば、第一類、第二類という区分は、郡役所のごとき中間機構においては、文書価値の指標でもあることになる。

この明治22年という時点では、少なからぬ諸府県が類別標準や保存年限を導入した文書保存制度を整備し始めているが、埼玉県はいまだその段階にはない(同29年に整備)。県の文書管理体制は、準則等に反映し、管下の郡役所及び町村役場の文書管理を規制する。たとえば、群馬県では同25年5月に文書保存規則を定めて保存年限制及び類別制を導入したが、翌月に訓示された市町村の文書保存規程はそれらを反映した一連のものであった。これに対し、埼玉県が翌26年3月に制定した「町村役場処務規程準則」及び「町村簿冊種類員数様式準則」には、県同様に保存年限等の要素は含まれていない。

そのような規定下においても、必要とする組織から新たな動向は生み出されてくる。同26年の北・中葛飾郡長の「部内巡視概梗報告」は、町村役場の「簿冊ノ整頓并保存」につき、「其保存法ハ悉皆保存スルヲ以テ古来ノ慣習トス、為之却テ混乱ノ患アリ、故ニ町村会ヲシテ緩急ヲ計リ適当ノ保存期限ヲ定メシメント欲ス」と記している<sup>(41)</sup>。また、同31年には「書類保存期限ノ儀ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外ハ町村限り適宜相定メ可然哉」という照会が南埼玉郡長から出されている<sup>(42)</sup>。これに比べ、秩父及び児玉外二郡役所の第一類、第二類という区分は保存年限にまで及ぶものではないが、文書の行政的重要性によって価値判断を加え、それによって処理方法に差異をつけるという、文書管理の合理化を指向する同様の動きの表れであったといえよう。

#### (4) 帳簿の「使用期限」

秩父郡役所では、このような文書管理の動きをもう一つ、明治25年の帳簿目録にうかがうことができる。これは同年の県庁による財務検査に際して提出された調書のうちのひとつで、総務掛及び第一～四掛の各掛ごとに帳簿を書き上げたものであるが、この目録項目に「使用年限」がある。これを一覧したものが表6である。第四掛については不自然に少なく不完全である可能性が高いものの、全体の傾向を知ることはできるとと思われる。二重線で区切った上に掲げたものは、複数の掛に共通して存在する帳簿で、下は各掛に単独と思われるものである。事務担当録や送達整否録など標準化された帳簿が各掛に共通して整備されていること、県庁からの令達書が主務課には謄本で編冊されていることなど、処務細則の規定が反映されていることがうかがわれる。

五つの掛のなかで総務掛が多くなっているのは、郡役所全体の文書収発窓口としての役割による「到達簿」「発送簿」「番号録」などがあるためであるが、これら文書処理過程を管理するための帳簿は使用年限が1年である。これに対し、第二掛の鉱業人台帳、諸会社組合名簿などのように長期継続的に使用される台帳・名簿類が長い年限となっており、その最たるものが唯一「無年期」の「官有地一筆限帳」である。これらの要素から考えて、この「使用年限」は、事務室の掛窓口で執務上の現用として使用される期間を示しているのではないと思われる。全体の年限が短く、官報や県報ですら1年であることから保存年限とは考えられない。

同じ調書に綴じられた秩父郡役所平面図では、庁舎背後に廊下で結ばれた「板葺二階造惣計十二坪(二階六坪、階下六坪)の土蔵がある。同年の県による検査での監視査察事項には「帳簿保管」があるが、監視査察を受けた5郡役所(秩父郡役所は含まれていない)いずれもが、次のように土蔵での完結文



表6 明治25年 秩父郡役所 帳簿目録

帳簿名	第一掛		第二掛		第三掛		第四掛	
	使用 年限	冊数	帳簿名	使用 年限	冊数	帳簿名	使用 年限	冊数
町村役場往復	1年	2	町村役場以下往復編冊 町村役場以下通牒録	1年 1年	1 1	町村役場ヨリ復書編冊 町村役場以下照会編冊	1年 1年	1 1
事務担当録	1年	2	事務担当録	1年	2	第一類事務担当録 第二類事務担当録	1年 1年	2
一類文書送達済否録	1年	1	送達済否録	1年	1	送達済否録	1年	1
郡内令達編冊	3年	1	郡内令達及指令編冊	3年	1	郡内令達編冊	2年	1
本県進達	2年	1	本県進達編冊 同任復	2年	2	本県進達	1年	1
本県令達編冊	3年	1	本県令達指令謄本編冊	3年	1	本県令達書編冊	3年	1
採決録	3年	1	諸官衙往復編冊 採決録	2年 3年	2 1	諸官庁往復書類編冊 才決書編冊	2年 2年	1 1
庁中日誌	1年	1				日誌	1年	1
本県往復	2年	1				本県往復	1年	1
人民諸願届編冊	2年	1	人民諸願届編冊		1	諸願届届書編冊	3年	1
郡内発送簿	1年	1	罹災救助書類編冊	1年	1	(抹消) 徴兵関係書類	1年	1
番号録	1年	1	町村蔵入出予精算報告編冊	1年	4	諸受書編冊	1年	1
出動簿(及出動速達簿)	1年	2	行旅葬死人届書類編冊	2年	1	教員進退書類編冊	1年	1
当宿直日誌	1年	1	附離職日録-職外諸編冊	3年	1	親殿養生力成記録簿編冊	1年	1
出差簿	1年	1	町村会議員書類	2年	1	学事統計表編冊	1年	1
本県到達簿	1年	1				学事統計表材料編冊	1年	1
各官衙到達簿	1年	1	寄居困問通達書類編冊	1年	1	四年年度教育予算報告表編冊	1年	1
各官衙発送簿	1年	1	大宮大通開通路書類編冊	1年	1	四年度小学校敷地記録表編冊	1年	1
送記番号録	1年	1	栃本共進会書類編冊	1年	1	雑書編冊	1年	1
官報到達簿	1年	1	世界博覧会書類編冊	1年	1	衛生諸表編冊	1年	1
送記編冊	1年	1	香種鑑札人名簿	5年	1	衛生諸表材料編冊	1年	1
部内人民発送簿	1年	1	官有地貸渡明細帳	1年	1	高崎大隊区往復編冊	4年	1
官報	12	1	官有地一筆限帳	無年	1	本庄監報区長任復編冊	(空欄)	
官報	2	1	広告編冊	7年	1			
諸官庁往復	1	1						
郡町村吏諸願届	1	2						
庁中往復	1	2						
寄付金願編冊	1	2						
諸願建白書編冊	1	3						
行賞書類編冊	1	3						
復命書編冊	1	3						

書保存を伝えている。<sup>44)</sup>

大里外三郡役所

平素執務上ノモノハ各掛リニ戸棚ヲ備ヘ其部類ヲ分チテ之ニ納メ置ク、又前年以前ニ於テ処理セシ重要ノ簿書ハ土蔵中戸棚或ハ長持ニ容レ保管ス、査閲セシニ略整理セリ

北埼玉郡役所

類別シテ土蔵ニ入レ保管ス、各掛リ帳簿一二冊ヲ検閲スルニ略整理スト雖トモ土蔵ノ簿冊ハ散乱シ保管宜シカラス

南埼玉郡役所

簿書編纂規則ヲ設ケ年度毎ニ種類ヲ分チ之ヲ編輯シ土蔵ニ納メ保管ス、各掛リノ簿冊ヲ検閲スルニ尤モ能ク整理ス

北・中葛飾郡役所

帳簿保管ノ方法ナシト雖モ会計並治水ニ関スルモノ及将来ノ証拠タルヘキモノハ土蔵中長持或ハ本箱ニ入レ保存ス、各掛リノ帳簿編冊一二冊検閲スルニ整理完備ス

北足立・新座郡役所

帳簿保管ノ方法ナシト雖モ、客歳ヨリ一事件ノ処分完結ニ抵リ書類ヲ纏メ仮綴ト為シ、翌年始メニ於テ部類ヲ頒チ編纂シ土蔵ニ保管ス、此方法総務掛第一掛ニ於テ行ヒ其結果ヲ示シテ漸次他ニ及ボサントス

秩父郡役所では、秩父事件に際して蜂起勢に占拠される前に、郡長らは書類を土蔵に納めてから避難しており、これらの郡役所同様に、土蔵が文書のより安全な保存スペースと認識されていたことがわかる。「使用年限」とは、事務室から土蔵に移されるライフサイクルの年限を示すものではないか、と考えられる。県庁がいまだ保存年限や類別標準を導入していないこの時期、郡役所がそれらを先行させることこそなかったが、このような文書管理の整備がそれぞれに進められていたことがうかがわれる事例である。

(5)「記録」の集中保存と「文書」化

さて、引用した5郡役所の「帳簿保管」状況によれば、土蔵での保管という方法では共通しているものの、そこにおける管理状況には差異が生じている。北埼玉郡役所が「土蔵ノ簿冊ハ散乱シ保管宜シカラス」とされているのと対照的に、南埼玉郡役所は「簿書編纂規則」を定め、その実効性も「尤モ能ク整理ス」と評価されている。また、「帳簿保管ノ方法ナシ」とされた北足立・新座郡役所でも、新たな方法を総務掛と第一掛で先行実施し、「結果ヲ示シテ漸次他ニ及ボサン」という改良が進められていることがわかる。

このような南埼玉郡役所の評価は、改正処務細則の次のような完結文書保存方法関係条文の違いにすでに表れている。他の郡役所が各掛分散保存であるのに対し、同郡役所では「簿書編纂規則」による編纂と庶務掛への引継ぎが規定されているのである。

北足立・新座郡役所

完結ノ文書ハ其掛ニ於テ其類別ニ従ヒ編冊シ紛雜ナカラシム可シ（第3章第24条）

入間・高麗郡役所

完結ノ文書ハ各掛ニ於テ類別編冊保管スヘシ（第3章第15条）

児玉外二郡役所

完結ノ文書ハ各主任ニ於テ種類ヲ分チ編冊保存スベシ（第3章第26条）

大里外三郡役所

処分済ノ文書ハ即日各冊ニ編綴シ紛散セシメサルヲ要ス（第3章第9条第10項）

北埼玉郡役所

完結ノ文書ハ各掛ニ於テ其類別ニ従ヒ編冊シ紛雜ナカラシムヘシ（第3章第35条）

比企・横見郡役所

完結ノ文書ハ各掛ニ於テ類別編冊保管スベシ

各主任ハ起草件名簿ヲ製シ置、起草ノ

文書ハ其大要及荷送ノ番号其他ヲ記入シ置、顛末ハ朱字ヲ以記録シ一目瞭然タラシムベシ (第3章第15条)

南埼玉郡役所

一事件ノ完結シタルトキハ完結ノ年月日ヲ件銘簿ニ記入シ、各掛ニ於テ簿書編纂例規ニ依リ編纂シ庶務掛ヘ引継クヘシ (第3章第19条)

この他、同郡役所と比企・横見郡役所では、「件名簿」による管理も規定されている。

次に、処務細則による差異を庶務掛分掌で確認してみたい。各郡役所庶務掛の文書保存に関する分掌は次のように記されている。

秩父郡役所

命令告示諭告ノ編纂保存ニ関スルコト

北足立・新座郡役所

記録文書ヲ整理スル事

比企・横見郡役所

記録文書ヲ整理シ及保存ニ関スルコト

官報県報編纂保存ノコト

北埼玉郡役所

記録文書ヲ整理シ及保存ノ事

入間・高麗郡役所

郡役所ノ記録図書ノ編纂及保存ノ事

官報県報編纂保存ノ事

大里外三郡役所

記録図書ヲ保管スル事

児玉外二郡役所

文書図書保存方法ニ関スル事

南埼玉郡役所

文書保管及令達編纂ニ関スル事項

北・中葛飾郡役所 (大綱)<sup>46)</sup>

文書ヲ保管スル事

ここでは、保存ないし保管すべき対象の表現が、「命令告示諭告」「記録文書」「記録図書」「文書図書」「文書」とわかれており、南埼玉郡役所のみが「文書」となっている。明治期における埼玉県庁での「文書」「記録」という語句の用法の変遷について検討したことがあるが、作成・收受・発送などの処理段階にあるものが「文書」、編纂されて保存さ

れる段階のものが「記録」と区別されていたこと、それが、明治20年代から、いずれをも「文書」の語で示すように変化することを指摘した。また、外務省では、保存する文書を「記録文書」、その「記録文書」が編纂された簿冊を「記録」と、厳密に定義区分している例も知られている。各郡役所処務細則においても、この引用部分を除く作成・收受・発送などの処理段階の規定では、すべて「文書」と表記されている。

一方、各郡役所処務細則では庶務掛による、次のよう県庁諸令達の謄本作成が規定されている。

北足立・新座郡役所

本県達訓令等印刷ニアラサルモノハ庶務掛ニ之ヲ保存シ其謄本ヲ其掛ニ回附シ本書ニ認印ヲ徴シ置クヘシ (第3章第17条)

入間・高麗郡役所

凡ソ県知事ノ諸令達ハ庶務掛ニ受理シ主務掛ニハ其謄本ヲ送付シ正本ハ別ニ之ヲ保存スヘシ (第3章第10条)

比企・横見郡役所

凡県知事ノ諸令達ハ庶務掛ニ受理シ主務掛ニハ其謄本ヲ送付シ正本ハ別ニ之ヲ保存スヘシ (第3章第10条)

北埼玉郡役所

刊行ニ非ラサル文書ヲ以テ達セラレタル訓令内達等ハ其本書ヲ庶務掛ニ於テ保存シ主務掛謄本ヲ以テ配付スヘシ (第3章第22条)

児玉外二郡役所

本県ヨリ内訓々令等到着スルトキハ総務掛ニ於テ謄本ヲ作り主任検印シテ主務掛ニ送付シ正本ハ総務掛ニ編冊ス、別冊又ハ員数等ニ係ルモノハ原本送付スルコトアルベシ (第3章第21条)

大里外三郡役所

令訓示直筆ヲ受付シ其謄本ヲ主務掛ニ交附スル事 (第2章第7条)

県庁からの諸令達(達、内達、訓令、内訓、訓示など)、とくに印刷されていない「直筆」のもの正本が、その内容や担当主務掛に関わりなく庶務掛で保存される規定である。入間・高麗、比企・横見両郡役所が「官報県報編纂保存」を別途庶務掛の分掌に挙げているように、印刷されたもの＝県報は、複数部数の購入が可能であり、その一部が庶務掛に保存されることになる。秩父郡役所にはこの規定はないが、保存の対象自体を具体的に「命令告示諭告」とすることでカバーしているように思われる。以上を併せ考えると、この段階で庶務掛が集中保存する「記録文書」「記録図書」とは、県庁からの諸令達正本に該当すると考えられる。担当各課で管理される「各課簿冊」とは別に、全庁にとっての重要な文書記録類として「県庁簿冊」の範疇を定め、庶務課で集中して保存管理してきた県庁と同じ方法である。それが「県庁簿冊」同様、庶務掛に所属するものではなく郡役所全庁的なものであったことは、入間・高麗郡役所の「郡役所記録図書」という表現に表れている。「完結ノ文書」「処済ノ文書」という処務細則の条文は、これらが「記録」としての永久保存をいまだ規定されていないものであり、同じ土蔵内にあるとはいえ諸令達以外の文書は各掛の分散保存であったことを示している

と解される。これに対し、南埼玉郡役所にのみ諸令達謄本作成・正本庶務掛保存の規定がないのは、すべての文書が編纂後庶務掛の管理で保存されるため、「文書保管及令達編纂」の一分掌ですべてを包含しえるわけである。その際に、「記録」ではなく「文書」の語を使用していることは、県庁の動向に一致する。県庁では、明治19年の「庁中処務細則」から「文書」「記録」の用法に、保存段階のものも「文書」と表記する変化が起き始め、同22年段階の処務細則では「記録」の語が消えているのである。<sup>69</sup>

この後、各郡役所ごとの改正はみられるが、全郡的な改正は同29年の郡制施行を待つことになる。この間の改正のなかでは、

事務ヲ処理スルニハ事ノ大小軽重ヲ論セス  
総テ文書ヲ以テ整理スヘシ、特ニ急速ヲ要  
スルモノハ口頭ヲ以テ処理シ事後更ニ文書  
ヲ用キテ整理スヘシ (同27年9月改正北足  
立・新座郡役所処務細則第2章第7条)

という事務処理の文書主義規定がみられる。事後でも文書化するという記録・証拠の重視が謳われている。同様の条文は同年1月改正の北埼玉郡役所処務細則第5章第28条にもみられる。<sup>69</sup>

## 5 郡役所の書籍

入間・高麗、大里外三郡、児玉外二郡の各郡役所の処務細則では庶務掛の保存対象に「図書」が加わっている。郡役所所蔵書籍は、その行政執行にあたって必要な情報を得るためのものであった。

その全容は、明治25年の目録から知ることができる。前述帳簿目録同様、県庁による財務検査に際して提出された調書のうちのひとつであるが、4郡役所の蔵書を一覧したものが表7である。書名だけからでも、郡役所の所掌行政分野、すなわち、庶務、兵事、収税、土木、勸業、学務、衛生、会計といった分掌分野の書籍に集約されることがわかる。教科書類が多く見られるのは、学務掛の分掌ゆえである。

このうち、秩父郡役所では各掛と「倉庫」「物置場」の「所在」区分もあるが、書籍はすべて各掛の「所在」となっており、「倉庫」「物置場」は皆無である。各行政分野の書籍は、各担当掛の執務上の参考書籍として掛ごとに備え付けられ、『官令全報』106冊、『官報』102冊、『埼玉県報』22冊、『武蔵風土記』19冊という、各掛共通に使われる法令集や埼玉県地誌などは総務掛の管理であったと考えられる。複数の郡役所で共通して所蔵されている同様の位置付けが想像される書籍に、『官令全報』、『類聚官報』、『類聚法規及目録』、『法例彙纂』、『埼玉県達全書』、『現行埼玉県類聚(集)法規』、『郡政必携』、『市町村制質問録』、『戸長要務』、『埼玉県管内



郡役所の文書と情報 (太田)

	書名	児玉	秩父	入間	比企		書名	児玉	秩父	入間	比企
137	山林書			2		205	小学よみかき		1		
138	四書		10			206	商業書		1		
139	市制町村制正解			1		207	焼土肥料農要録				1
140	再版自治制講義			1		208	商売往来			1	
141	市町村一覽		1			209	商法草案				1
142	市町村制実解				1	210	初学鉱物編				1
143	市町村制実務要書				2	211	初学山林書		2		
144	市町村制質問録		1	1		212	初学植物編				1
145	市町村制正解			1	1	213	初学人身究理		2		
146	市町村制施行取扱心得			2		214	初学生理書		2	1	
147	市町村制取扱心得				1	215	初学動物編				1
148	実地養蚕論		1			216	殖雜鶏要論		1		
149	実用家禽書				1	217	植物浅解		1	1	1
150	司法警察要用				1	218	植物図考		40		
151	司法警察要録			1		219	諸条例				2
152	尺算用務				2	220	初等科作文法				4
153	社寺法令彙纂				2	221	新旧対照市町村一覽				1
154	社寺宗教規則			1		222	新纂薬物学				6
155	社寺法規				1	223	新纂薬物学附録				1
156	獣医書籍				3	224	身代限財産取調手続				1
157	獣医薬方論		1			225	身代限財産取調方法		1		
158	習字書			28		226	森林保護要略		2		4
159	習字本				26	227	斯氏農学書			4	
160	改正習字帖		36			228	斯氏農書		4	4	2
161	新選習字帖		12			229	製造機械品目		1		
162	修身彙訓		7			230	税則提要				1
163	修身簡易格言		4			231	税法大全		1		
164	修身説話		7			232	税法類纂		1		
165	修身叢語		2	1	2	233	税法類編		1	1	
166	十二年埼玉県治概表				1	234	生理提要				1
167	酒造醬麴税則		1			235	桑園秘録		1		
168	酒造醬油營業税則				1	236	草木栽培法				8
169	出版例纂			1		237	草木六部耕種法		16		
170	小学博物指教		2			238	租税全書				3
171	小学化学書		3	3	1	239	租税要法				1
172	小学教育新編		5			240	租税論		2		
173	小学作文書		4			241	大統歌			1	
174	新選小学作文書		8			242	大日本税務租税誌				10
175	小学作文書教授方		1			243	大日本全図				1
176	尋常小学作文階梯		6			244	大日本帝国憲法		3		
177	尋常小学作文教授書		1			245	大日本分国與地全図				8
178	高等小学作文		4			246	日本一統與地分国図				1
179	小学实用筆算教授本		1			247	煙草栽培			1	
180	小学習字帖				18	248	煙草税則		1	1	1
181	小学習字本		5			249	煙草税則註解				1
182	小学修身書		12			250	田畯年中行事			1	
183	尋常小学教師用修身書		8			251	地券例規		4		
184	高等小学修身書		16			252	地券例規全書				2
185	小学珠算書		12			253	治罪法				1
186	小学唱歌集		1			254	治罪法注(註)釈		8	8	8
187	小学商業書			1		255	地文学初歩			4	4
188	小学地理惣論		1			256	地方行政区画便覧				1
189	小学読本		34	20		257	地方財政法規				1
190	増訂小学読本		8			258	三版地方財政学				1
191	簡易小学読本		1			259	町村習字本				2
192	新選小学読本		3			260	町村制市制講究会筆記				1
193	尋常小学読本		7			261	町村制正解		1		
194	尋常温習読本		2			262	町村制注釈		1		
195	小学日本地理小誌				2	263	徴兵一ヶ年志願兵会議録				1
196	新選小学日本地理小誌		1			264	徴兵同指令録		1		
197	小学農業書			1		265	徴兵規則				1
198	小学筆算題林		7			266	徴兵検査規則				1
199	小学物理書			3		267	徴兵志願条例同細則				1
200	新選小学物理書		3			268	徴兵成則類纂				1
201	小学文範		6	8		269	徴兵事務鑑				1
202	小学文林		4	3		270	徴兵事務鑑補正				1
203	小学與地誌略				3	271	徴兵事務条例同施行規則				1
204	小学指教図		1			272	徴兵事務指令集				6

書名					書名				
児玉	秩父	入間	比企		児玉	秩父	入間	比企	
273	徴兵指令録		1		339	肥料新説		1	
274	郡区戸長必携徴兵事務取扱手続		1		340	府県会議員選(撰)挙規則疑問詳解		1	1
275	徴兵令			1	341	府県郡制注釈		1	
276	徴兵令合典			1	342	府県郡制制積義			1
277	徴兵令積義	1	1		343	布達全書		8	
278	徴兵令集成			1	344	物理小学		3	3
279	徴兵令注釈			1	345	船税規則			1
280	改正徴兵令義解		1		346	船税則	1		1
281	地理撮要		2	2	347	仏蘭西法律書			2
282	地理小学			2	348	分析報文		1	
283	通俗養蚕秘方			2	349	兵役者心得	1		1
284	帝国会計法規		1		350	兵事一般心得書			1
285	帝国会計法類編	1			351	現行兵事諸条例			1
286	堤堰築法			1	352	兵事規則類纂甲乙	2		
287	堤防橋梁組立ノ(之)図	1		1	353	防疫要論		1	2
288	堤防橋梁積方大概	1			354	法規提要			5
289	堤防橋梁積方大概並面図共		2		355	法規類抄			3
290	堤防橋梁積立大概			1	356	宝氏経済			1
291	堤防橋梁積方帳			1	357	補饑新書		1	
292	堤防築法新按			1	358	報徳記	8		
293	伝染病論			1	359	暴風記事			1
294	伝染六病論			1	360	法律規則			4
295	内科新書伝染病篇			1	361	法律規則全書			2
296	登記法実用	1			362	法理要編		1	
297	登記法註釈			1	363	法理要論			1
298	道路篇(編)			1	364	法例彙纂	5	5	5
299	独乙(逸)農政要略	1	1		365	法令全書		75	
300	読書入門		1	1	366	歩兵内務書	1	1	1
301	独乙英三国官制			1	367	歩兵内務書第四版		1	
302	土姓図	1			368	本朝社寺宗教規則	1		
303	土姓図説明書	1			369	本朝税則	1		2
304	土木官令類纂	1			370	本朝税則乙号	1		
305	土木工要録			5	371	本朝民鑑			14
306	土木普要集	1			372	萬代節用			1
307	土木普要録			1	373	三田育種場図			10
308	内国通運会社規則			1	374	民事要領			2
309	廿一年略曆			3	375	民法人事編			1
310	廿三年曆			2	376	民法草案	53		4
311	廿四年曆			2	377	再閱民法草按			12
312	廿五年曆			2	378	再閱民法草按正条			1
313	日本史要			2	379	修正民法草案訳			7
314	現行日本税法	1			380	修正民法草案			1
315	日本地理要略			2	381	修正民法草案註訳			1
316	日本帝国国籍戸口表			5	382	武蔵国北部土性図			1
317	日本読本	4			383	武蔵国北部土性図説明書			1
318	日本読本初歩	2			384	武蔵風土記	80	19	
319	日本米麦改良法	1			385	風土記			16
320	現行類聚日本法律規則大全			3	386	明治廿二年法律十号私解			1
321	日本六法全書			1	387	郵便線路図	1		1
322	農学初歩			6	388	幼学綱要		7	7
323	農学道シルベ	1			389	養蚕略説	1	1	
324	農家備用			5	390	陸軍参謀部陸軍地区			6
325	農業雑誌			124	391	陸軍条例			1
326	農業書			2	392	陸軍諸条例	1	2	2
327	農工全書			4	393	陸軍測量見玉賀美那珂三郡地区	1		
328	農書要覧	2		1	394	陸軍部切図			8
329	農人袋			1	395	類聚法規及目録	44	25	31
330	売薬規則			1	396	類聚法規第九編	1		27
331	売薬税則	1		1	397	現行類聚法規			14
332	培養秘録			1	398	増訂類聚法規別集			3
333	博物指教			2	399	非現行類聚法規目録			9
334	パスワール氏蚕病論	1			400	例規類纂	8	1	4
335	比企横見郡誌			1	401	例規類纂第五編壹部	1		
336	筆算題叢答式共			32	402	例規類纂第六編	1		
337	筆算教授次第			1	403	羅馬字早学			2
338	筆算摘要			5	404	六法類編			4

(埼玉県行政文書明769より作成)

全図』などがある<sup>60</sup>。処務細則で庶務掛に保存が分掌されている「図書」は、「記録」同様に各掛に帰属しない、全庁共有的なこの種の書籍であったと思われる。

これに対し、児玉外二郡役所の目録にも所在内訳が記載されているが、各掛備付は極めて少なく「倉庫現在」の区分が大半となっている。このことは、倉庫が全庁共有書庫の役割を果たし、その管理を、「文書図書保存方法ニ関スル事」を分掌する庶務掛が担っていたことが考えられる。明治27年改正の北足立・新座郡役所処務細則では、「書籍ハ総テ第一掛ニ於テ保管スヘシ」（第40条）との規定があり、書籍においても集中管理＝情報資源の共有化が図られようとしている。

明治20年代の埼玉県では、図書館は皆無に近く、これは全国的に共通の状況である。教科書類が備えられている学校及び名望家層の個人蔵書を除けば、地域における表7に見られるような書籍の所蔵は、郡役所及び町村役場などの官署に限定されたのではないかと思われる。明治34年の秋田県では、県庁所蔵書籍類の県立図書館貸付が行われ、利用に供されている事例がある<sup>61</sup>。その前年10月27日の『秋田魁新報』は、「公署各学校は率先して図書館に書籍を寄付囑託してほしい」と論じ、県庁の旧藩庁引継書籍を例に挙げている<sup>62</sup>。郡役所蔵書の外部者への利用提供が制度的に整備されていたとは考えにくい。しかしながら、『農家備用』、『農業雑誌』、『農工全書』、『耕作種法』、『共進会繭糸審査報』などの、郡内殖産興業に資する農業書などを、郡役所を訪れた町村吏らが人民控所などにおいて閲覧するような状況はあり得たのではないか。文書と書籍、そしてここに集まる町村吏や商工業者の事務室や控所での口コミまでを考えると、郡役所はまさに一郡域における情報の集積地であったといえよう。

## 6 おわりに

以上、県庁の指揮監督下にあつて、郡域の文書・情報に大きな役割を果たす郡役所の諸

相を紹介した。

そのなかで、たとえば『埼玉県報』を巡る動きに見られたように、郡役所の告示や情報は、郡役所単独で郡域に流されるのではなく、県全体の情報として集約化され、県報というメディアにより、県の情報施策の中で流される関係を持っていた。しかしながら、この後、明治41年に郡の公告は県報を離れ、再び単独でなされることになる。そのなかで、郡役所が発行する「郡報」という新たなメディアが登場する。県報で全県域に広報される情報と、郡域にとどめる情報の分離といえる。また、地方改良運動期における郡役所単独のメディア獲得でもある。

文書管理においても、郡制施行の明治29年は、県が文書保存規則を定め、保存年限と類別標準を導入した年でもあった。郡役所でも、同36年に郡役所文書保存規程を定める。南埼玉郡役所で先行していた20年代の状況は、あらたな展開を見せることになる。

今後の課題としたい。

## 註

(1) 第52回収蔵文書展「郡役所 半世紀の光芒—郡長たちのアーカイブズ」 会期：平成19年（2007）1月20日（土）～3月11日（日）。展示の概要は当館HPを参照。

[http://www.saimonjo.jp/09\\_tenji/052/shuzouten-190120-52-1.html](http://www.saimonjo.jp/09_tenji/052/shuzouten-190120-52-1.html)

なお、2006～2007年は、それまでほとんど見られなかった郡役所文書に関する研究、展示等の成果が多く世に出た年であった。

### 【論文・史料紹介】

- ・山崎一郎「安藤紀一「旧郡衙記録保存之件建議」—大正15年の郡役所廃止時における文書保存の要望書」『山口県文書館研究紀要』33、2006.3
- ・栃木智子「郡役所文書の引継・廃棄目録について」『近代史料研究』6、2006.10
- ・丑木幸男「郡役所文書の構造と特質」『記録と史料』17、2007.3
- ・柴田知彰「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」『秋田県公文書館研究紀要』13、2007.3
- ・丑木幸男「郡役所文書の廃棄と保存」『地方



史研究』326、2007.4

・丑木幸男「兵事史料の形成と焼却一郡・町村文書を中心に」『歴史評論』689、2007.9

【研究報告】

・栃木智子「郡役所廃止と文書廃棄」、宮城歴史科学研究会例会、2006.1(『宮城歴史科学研究』61、2006.12に記録)

・福島幸宏「組織の廃止と文書整理—京都府内の郡役所の場合—」、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第86回例会、2006.12

【展示】

・兵庫県公館県政資料館・神戸大学文学部地域連携センター「郡役所文書の世界」展、2006.6～7

・大阪府公文書館企画展「近代大阪府の郡役所—廃止から80年—」2006.9～11

(2) 芳賀明子「失われた行政文書—戦中・終戦時における行政文書の廃棄について—」本誌第8号、1995.3

(3) とくに、郡役所の観点から古文書の家別資料群を再認識できたことは、ひとつの成果であった。展示のサブタイトル「郡長たちのアーカイブズ」は、この点を意識したものである。実際の展示では、展示ストーリーとは別に、関係資料群自体を紹介する「郡長たちのアーカイブズ」と題したパネル20枚を掲出した。展示されているアイテム・レベルの個別資料が、いかなる個人の履歴や組織歴の中で生み出されたのかを理解してもらうことが本パネルの展示自体での目的であったが、同時に郡役所を調べる際のガイドという閲覧提供のための目的もあった。後者の目的から、今後のレファレンス・ツールとして、本稿末に表にまとめて掲げる。

(4) このような変化が、現在の保存秩序にいかん表れているか、目録記述にいかん表すか、は管理論、記述論からも興味深い点である。その際に、たとえば埼玉県のように明治29年から大量の廃棄と再編綴をとまなう文書大整理が施された組織では、その時点を原秩序とすることになるため、この時点での、複数の組織体を巻き込んだ構造変化は表れにくくなっていると思われる。また、地方行政体におけるこのような変化は、その後も現代に至るまで続いており、とくに中央集権制の戦前期から地方分権制が強まる戦後での文書構造の変化は大きいといえる。市町村史編纂において、町村役場文書の廃棄による欠如を府県庁文書で補うことが、戦前期文書においては一定程度可能であったとしても、次の編纂時における現代史の編纂では同様にはいかならないと思われる。地方分権推進法等による権限委譲の進展は、市町村にしか記録の残らない事案が増えることを意味しており、その意味で

「平成の大合併」や「電子自治体」化のなかでの市町村文書の保存措置の課題は一層重要性を増しているといえる。

- (5) この17日は、県庁への出頭を命ぜられた各郡長候補者が任命を受けた日であり、比企・横見郡長に任じられた鈴木庸行の日記(鈴木(庸)家文書3191「明治十一年起十一月同十二年訖十二月 日課程」)によれば、彼らには任命書の他に白根多助県令の諭言書と郡役所印章も渡されているが、この印章交付を伝える達乙第12号は翌18日付で出されている。なお、鈴木(庸)の日記には19日に「庁堂江出頭、各郡役所学校江移ス」とあり、以後も「浦和宿滞在郡役所江出頭」などとある。これら達の宛所である「郡役所」は17日当日、浦和において郡長一人で発足したものであったともいえる。
- (6) 埼玉県行政文書明314「明治12年管下達(丙)」
- (7) 当館収蔵鈴木(庸)家文書7651「書類目録」
- (8) 丑木幸男『戸長役場史料の研究』13頁、2005、岩田書院
- (9) 埼玉県行政文書明89「埼玉県布達全書」第19号
- (10) この明治12年時点の埼玉県庁の文書管理に関する規定類が未整備であったわけではない。明治8年には「庶務課簿書掛事務順序小目」を編製施行(埼玉県行政文書明906-138)、翌9年には具体的な「第一課処務順序」を創定(同明906-168)し、「公文往復ノ事」や「上申下達ノ事」などの方法が具体的に示されている。保存管理についても、各課保存文書とは別に永久保存が明記された「県庁簿冊」が設定されるなどの「図書保存ノ事」が定められていた。
- (11) 埼玉県行政文書明324「各郡役所所轄各村達」
- (12) 埼玉県行政文書明389「各郡役所部内達録」
- (13) 埼玉県行政文書明509「各郡役所部内達録」
- (14) 吉本富男編『明治22年埼玉県知事巡視録』、1985、埼玉新聞社、所収
- (15) 埼玉県行政文書明955-5 県報発行期日告示
- (16) 埼玉県行政文書明955-1 県報発行ノ件及県報例規告示
- (17) 埼玉県行政文書明955-4 郡役所告示等ヲ県報登載ノ為メ報告方達
- (18) 埼玉県行政文書明955-28 県報ヲ官報附録トシテ発刊ノ件官報局ヘ照会及回答
- (19) 埼玉県行政文書明955-35 郡役所告示公布式及原稿回送方ノ件各郡役所ヘ通牒
- (20) 鈴木栄樹『官報』創刊過程の史的分析—日本における近代国家の形成と法・情報』、山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』、1996、吉川弘文館
- (21) 埼玉県行政文書明955-39 官報附録県報廿

- 三年度ヲ限り廃刊ノ件官報局往復  
(22) 註(20)前掲書  
(23) 埼玉県行政文書明955-2 県報通送ニ関シ認可方駅通局へ照会  
(24) 埼玉県行政文書明955-55 官報県報々取扱手續設定、官報々告例規廃止  
(25) 埼玉県行政文書明955-63 県報記載概例  
(26) 埼玉新聞50年史編さん委員会編『埼玉新聞50年史』、1994、埼玉新聞社  
(27) 註(20)前掲書。官報創刊の構想段階では、新聞社に発行を委ねる案も検討されており、また、福地源一郎は『東京日日新聞』の官報化を望んでいたが、最終的には官報に連載された記事の新聞への抄録転載が許可された。

府県では、実際に民間新聞への掲載をもって公告式とする所が少なくなく、時代が下がる明治35年の宮崎県による全国調査の結果でも15県が新聞を公布方法としているほか、大阪府では公報の他に新聞を公布式としている(五代雄資「地方における印刷の大衆化と近代印刷の展開(2)―近代における印刷文化の歴史的諸相―」、『元興寺文化財研究 研究報告2005』、2006)。翌36年の福島県による調査では12県が新聞、5府県が公報の他に新聞へも掲載となっている(山田英明『『福島県報』の誕生―府県公報の史料学的検討―』、『福島県歴史資料館研究紀要』25、2003)。埼玉県でも、官報附録廃刊が決定した後の明治24年2月に「新聞紙ヲ以テ公布式ト定ムルニ於テハ其利害得失ノ如何」の諮問に対し、第一課「主任合意」の反対の開申書が課長宛に出されている(埼玉県行政文書明955-42 新聞紙ヲ以テ公布式トナスノ利害庶務主任意見書)。一方には、この時期に県内発行の新聞がないという、東京府に隣接する特有の事情もあるが、埼玉県では新聞掲載による公布式という方法は一度も採られることはなかった。

しかしながら、東京の中央紙である『東京朝日新聞』の附録として発行された『埼玉県報』が、同24年から25年にかけて家文書のなかに確認できる(当館収蔵大熊(正)家文書3426など)。これは、県報の発行に数日遅れての抄録スタイルのものである。すなわち、県報何号分かをまとめて1号にしているケースもあれば、逆に2号に分載している場合もある。抄録は、たとえば彙報では県庁事項などを省き、農工商事項は掲載するなど、県庁や郡役所、町村役場を主たる情報需要者とする事項を省き、新聞購読者である一般住民にも必要とされる公文や情報に絞る編集方針を採っているようである。このことは、情報メディアとしての県報の性格をより前面に出すもので、一般住民が購読しやすい新聞附録というスタイルと合致して、県が啓蒙普及

を図らんとする情報のより広い伝達を可能とするものといえる。

この新聞附録という抄録刊行形態が、小松原・久保田県政側から働きかけられたものなのか、あるいは、新聞社側からの申し出なのかは定かでないが、前述の第一課主任開申書では、公布式としない前提での新聞紙登載については問題ないとし、公布式としての新聞紙登載出願があった場合、内部においては「其新聞社へハ可成便利ヲ与フル様充分保護注意ヲ加へ、諸令達其他トモ県報ト同時ニ発行致候様」取り計らい、外部に向けては「県報ノ外ニ一ノ新聞紙ヲ以テ公然公布式トナスハ后日ノ為メ甚憂フル所有之」ため、「充分懇切ニ其理由ヲ論シ」たうえで願書は却下するしかない、という表裏のある対応を開申している。この意見書は、県報印刷業者(浦和町埼玉活版社)に印刷での利潤はなく、一般頒布を利益に見込んで印刷を請け負っていることを認めている。当時の府県における情報・メディア政策としては、民間での活版印刷産業の振興も重要な施策であったが、それ以上に、県民に周知あるいは啓蒙すべき情報の広範な伝達が求められていたことを、この開申書が示す表裏を使い分けての新聞紙転載保護方針は示しているといえようか。

- (28) 明治30年以降の農工商事項は、30年100件、31年42件、32年38件と減少するが、郡農会、町村農会の結成が進み、31年には県農会が結成されるという動きが関係しているのかもしれない。総合情報紙としての県報から各専門分野での組織化という動きである。埼玉県農会では34年に月刊の『埼玉県農会報』も創刊させており、情報メディアも専門分野個々に発展がみられるようになる。

一方、郡令及び告示の県報登載による公布は41年で廃止され、再び各郡に委ねられることになるが、そのなかから郡によっては『北埼玉郡報』、『入間郡報』などの郡報=郡という単位での公報メディアの誕生をみることになる。この郡報は他府県でも刊行されたことが現存状況からわかるが、大きく二つの種類があるようである。

ひとつは、公布式として位置付けられたもので、奈良県では添上・添下・山辺・広瀬・平群郡役所が明治24年から刊行している早い例があり(奈良県立図書館情報館収蔵「文書課 永年保存文書目録」、同29年の郡制施行にあたっては全県的に「郡令ヲ公布スルノ方法ハ郡報ニ掲載シ其部内ノ町村役場ニ配布スルヲ以テ公布式トナス」(明治29年 県令第36号/奈良県報第172号)とされ、全郡で郡報が刊行されている。

これに対して、兵庫県の『川辺郡公報』(大

- 正7年創刊)や茨城県の『鹿島郡月報』(大正6年創刊)などは旬刊ないし月刊と、公布式とはなり得ていないが、郡令、郡告示、郡訓令のほか、政府・県・郡長の施政方針、町村長会の内容、町村の動向など、「国政→郡政およびそれに関する重要事項を町村住民へ、より一そう、周知、徹底させ」「当時強力に推進することを要請されていた地方改良運動→民力涵養運動の強力な武器」として刊行された(山中永之佑『川辺郡公報と郡行政』、伊丹市立博物館編『川辺郡公報(下) 伊丹資料叢書5』、1981、伊丹市役所)。官報の持った二つの性格のうち、情報紙としての性格が、地方改良運動期の郡という限定された範囲において、より直接的な啓蒙普及紙として必要とされた形態といえよう。
- (29) 鈴木(庸)家文書3191「明治十一年起十一月十二年迄十二月 日課程」
- (30) 埼玉県編『埼玉県行政史』第一巻、1989、埼玉県
- (31) 鈴木(庸)家文書9382「明治12年 埼玉県各郡役所職員録」
- (32) 註(14)前掲書。この間、衛生、兵事などの掛が増置された後、明治18年に「郡役所分掛廃置」が行われ、8係が第一部(庶務、兵事)、第二部(収税、土木)、第三部(勸業、学務、衛生)、第四部(会計)の四部となっていた(達丙第5号)ものが、同19年に第一～三課編成となった。
- (33) 埼玉県行政文書明769「各郡役所検査調査書」
- (34) 註(30)前掲書895頁
- (35) 埼玉県行政文書明585-16 郡役所処務通則廃止及処務細則ハ郡長定ムヘキ件
- (36) 註(14)前掲書
- (37) 埼玉県行政文書明2311-2 郡役所分課組織廃止ノ件
- (38) 埼玉県行政文書明634-60 各郡役所処務細則
- (39) 註(14)前掲書
- (40) 埼玉県行政文書明769-25 児玉外二郡役所検査調査
- (41) 埼玉県行政文書明800-20 北中葛飾郡長部内巡視概梗報告
- (42) 埼玉県行政文書明2127-16 町役場取扱書類保存期限ノ義ニ付南埼玉郡長照会応答ノ件
- (43) 埼玉県行政文書明769-30 秩父郡役所検査調査。この「帳簿目録」は明治20年代の郡役所帳簿を概観するものとなっているが、より早い時期に県が示した帳簿書目概略には、同14年7月11日付埼玉県達丙第4号「郡役所事務受渡規則」中の「諸帳簿類目ヲ添へ受渡スベキ必用ノ書目」として提示された57書目がある(埼玉県行政文書明386「管下達(丙・無)論達、報告、公告」)。
- (44) 埼玉県行政文書明768「雑款(復命)」
- (45) 註(8)前掲書337頁
- (46) ここでの処務細則の検討は、埼玉県行政文書明634-60に編綴された各郡役所処務細則の改正認可文書によっているが、北・中葛飾郡役所のみ「大綱」の改正認可であり、正式の細則条文が提示されていないので、以下での比較検討では除外する。
- (47) 拙稿「近代行政文書における「文書」と「記録」一職制規程にみる明治期埼玉県庁の場合」、本誌20号、2007
- (48) 柳下宙子「『外務省記録総目録』の刊行を終えて一目録刊行事業で学んだ「外務省記録」のこと一」、『外交史料館報』6、1993
- (49) ただし、明治23年の改正で再び保存段階の対象を「記録」と呼ぶ区別が一旦復活する。ここにも、内務省や外務省を知る小松原知事の影があるかどうかは興味あるところではあるが、大勢としては同29年の「文書保存規則」制定により保存段階も「文書」と呼ぶことが決定的になる。
- (50) 埼玉県行政文書明845「県郡制」
- (51) 官報と県報は児玉外二郡、入間・高麗の2郡役所で計上されていないが、これは、この両者を「書籍」としてではなく、「記録文書」として捉えている違いによるものと考えられる。
- (52) 菊地保男「館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き」、『秋田県公文書館研究紀要』1、1995
- (53) 小川徹「覚え書 秋田県立秋田図書館長佐野友三郎のこと」、日本図書館文化史研究会編『図書館人物伝—図書館を育てた20人の功績と生涯』、2007、日外アソシエーツ

【付記】本稿で使用した『埼玉県報』の登載事項数は、平成19年4月にインターネットを通じて公開した「収蔵資料検索システム」による。データベースの構築により、従来感覚的に感じていた傾向を数値として容易に確認することが可能となった。

## 当館収蔵郡役所関係資料群

	資料群名及び 資料群総点数	郡関係者名	郡関係役職	目録	概 要
1	行田市・長谷川家文書 (1,635)	長谷川敬助	入間高麗郡長、北埼玉郡長、北足立新座郡長	17	北河原村(現行田市)の出身。明治8年(1875)には七名社を結成。白根多助県令に見出され、12年に入間・高麗郡長。翌13年には県議員に当選、県会議長も勤めました。17年北埼玉郡長、18年北足立・新座郡長と再び郡長を歴任した後、埼玉県第二部長。退官後は熊谷銀行・熊谷貯蓄銀行を創立するなど、実業界で活躍しました。 これらの活動の過程で取り交わされた多くの書簡は、長谷川家文書の特色となっています。
2	熊谷市・中村(宏)家文書 (1,318)	中村孫兵衛	秩父郡長、南埼玉郡長、大里外三郡長、大里郡長	42	上中条村(現熊谷市)出身。明治8年(1875)、七名社結成に参加、翌年には戸長。約1か月の入間・高麗郡書記勤務の後、県議員に当選、副議長を勤めました。19年から秩父、南埼玉、大里と再び郡長を歴任しました。一方、栃木県那須野ヶ原の開墾や上武鉄道(秩父鉄道)敷設援助など、民間でも活躍しました。 中村(宏)家文書は、これらの活動に関する文書のほか、近世の組頭文書や下奈良村(現熊谷市)の豪農・吉田市右衛門の文書などから構成されています。
3	川島町・鈴木(庸)家文書 (11,073)	鈴木 庸行	比企横見郡長	35	郡役所設置の明治12年(1879)から「郡制」施行の29年までの長期にわたり、一貫して比企・横見郡長を勤めました。その間、日記や手帳、手控を継続的に作成し、文書類もよく保存されています。 鈴木家は、比企郡宮前村(現川島町)の名主家で、江戸時代後期から川島領42か村の頭取名主なども勤めてきましたので、幕末維新から明治期の地方行政制度を調べるための好資料群となっています。
4	鷲宮町・田口(栄)家文書 (2,343)	田口 清平	北中葛飾郡書記	26	東大輪村(現鷲宮町)で名主、戸長等を勤め、明治8年には第七区の水掛。12年の郡役所開庁にあたり北・中葛飾郡書記。以後17年まで、租税掛、勸業掛、土木掛を担当しました。田口(栄)家文書は、全体の約半数を占める水利・土木関係の文書に特色があります。
5	伊奈町・加藤家文書 (2,489)	加藤孝太郎	北足立郡会議員	5	加藤家は、羽貫村(現伊奈町)の名主・戸長を代々勤めた家です。孝太郎は、明治32年から34年まで郡会議員であったほか、小針村会議員を20余年、同村長を12年勤めています。加藤家文書は、近世から近代の村方文書と家経営の文書、写本類から構成されています。
6	坂戸市・林家文書 (10,328)	林信臣(半三郎)	入間郡会議員	22	林家は、赤尾村(現坂戸市)の名主・戸長を代々勤めた家です。信臣も戸長、聯合戸長、三芳野村長、県議員等を歴任しています。郡会議員は「郡制」施行の明治29年から32年まで勤めています。林家文書は保存状態の良い、まとまった名主家文書として知られています。
7	蓮田市・飯野家文書 (16,308)	飯野喜四郎	県会議員、南埼玉郡会議員	44	蓮田村(現蓮田市)の出身で、明治26年の自由党県支部結成に評議員として参加、翌27年には県議員に当選しました。以後、県議員は通算37年間勤めました。埼玉県政友会の重鎮といわれ、県政界の最高実力者として重きをなしました。この間、明治29年から32年まで町村会から選出されて、南埼玉郡会議員の任にもありました。飯野家文書の県・郡・町村にわたる政治・行政関係文書及び1万3千点を超える書簡は、埼玉県政史を知る貴重な資料群となっています。その他、飯野が関わった経営・産業関係や幕末期の文書などから構成されています。

8	鶴ヶ島市・田中家文書 (1,780)	田中万次郎	入間高麗郡 書記、入間 郡会議員	19	代々脚折村(現鶴ヶ島市)の名主・戸長を勤めた家です。万次郎は明治13・14年に入間・高麗郡書記を勤めた後、長年にわたり県議員・村会議員を続け、この間、明治29年から31年には郡議員も勤めました。一方、産業界では農業生産、とくに製茶に意を尽くしました。
9	ときがわ町・小室家文書 (6,377)	小室 元貞	比企郡会議員	36	小室家は、江戸時代後期から比企郡番匠村(現ときがわ町)で代々医者の家業とし、元貞はその6代。地域では郡議員のほか、明覚村助役・村長等も勤めています。 小室家文書は、多くの文化人との交流を示す書状や書籍、書画などに特徴のある資料群となっています。
10	春日部市・小島(栄)家文書 (1,268)	小島信太郎	北葛飾郡 議員	30	明治28年に川辺村(現春日部市)収入役、36年に北葛飾郡議員、37年には川辺村長に就いています。郡議員は2期勤めています。議案書や選挙人名簿などの郡関係文書が残されていますが、小島(栄)家文書は名主役も勤めた近世の文書が主をなしています。
11	秩父市・新井家文書 (3,386)	新井彦三郎	秩父郡 議員	7	上吉田村長に就いた後、明治32年から秩父郡議員と県議員を交互に2期ずつ勤めています(うち43年には郡議長)。同家文書の近代行政関係文書、とくに郡政関係は少なく、上州境の山村・太田部村の名主役を世襲で勤めた近世期の文書が主をなしています。
12	本庄市・諸井家文書 (856)	諸井 興久	北埼玉郡 長、児玉賀 美那珂郡長	4	本庄宿名主・戸長から埼玉県属を経て、明治15年に北埼玉郡長。翌年には児玉・賀美・那珂郡長に転じ、秩父事件に遭遇しました。22年には初代本庄町長。同家の文書は、伝来過程で分散し、2つの資料群にわかれて当館に収蔵されていますが、近代行政関係文書は多くありません。
	本庄市・諸井(興)家文書 (514)			27	
13	中原英寿氏関係文書 (280)	中原 英寿	秩父郡視 学、大里郡 視学	21	県師範学校卒業後、小学校訓導(教師)・校長。大正12年に秩父郡視学となり、以後大里郡視学、県視学、県社会教育主事兼県立図書館長などを歴任、教育行政・社会教育に尽くしました。文書は在職中の関係書類が主で、戦前の県下の教育状況を知る資料群となっています。
14	白根家文書 (536)	白根 多助	埼玉県令	27	多助は、埼玉県設置にあたり権参事として赴任、次いで第2代県令(知事)を明治15年に没するまで勤め、名県令といわれました。勝二郎は多助の次男で、明治6年に政府に出仕して以来、警察関係の官吏を歴任し、23年から24年の南埼玉郡長を最後に退官しました。 白根家文書の大半は多助、勝二郎及び一族に宛てられた書簡で、明治前期の埼玉県政がうかがわれます。
15	蓮田市・篠崎家文書 (4,985)	篠崎源右衛門	南埼玉郡 書記	14	上平野村(現蓮田市)の名主、戸長などを勤め、明治12年の郡役所開設にあたり郡書記となりました。22年には初代平野村長。これら公務のかたわら、行田から東京に至る河川運輸を行う見沼通船会社を設立、初代社長も勤めました。郡書記就任の際の日記(No.3272)などが残されていますが、資料群全体では水利・土木関係が豊富です。
16	川越市・八塩家文書 (2,048)	八塩 栄冕	群馬県山田 郡書記、東 群馬南勢多 郡書記	38	八塩家は、上寺山村(現川越市)の本山派修験林蔵院の住職でしたが維新で廃寺となり、栄冕は神職となる一方、群馬県の職員となり、12年からは同県山田郡、次いで東群馬・南勢多郡の書記を歴任、15年に退官して帰郷しました。郡関係文書は栄冕の人事関係に限られ、資料群全体では修験・神道関係が豊富です。

郡役所の文書と情報 (太田)

17	菖蒲町・大熊(正)家文書 (6,684)	大熊 条作	南埼玉郡会議員	32	新堀村(現菖蒲町)の名主・戸長、初代菖蒲町長等を勤めました。南埼玉郡会議員は明治29年から32年まで。戸長役場で受けた県や郡の布達類をはじめとする戸長役場文書や菖蒲町関係文書、郡会議案などがあります。そのほか、近世後期から明治期の文書がまとまっています。
18	春日部市・根岸(浩)家文書 (974)	根岸熊次郎	南埼玉郡書記	25	幕末維新期には増戸村(現春日部市)の村役人を勤めた家で、熊次郎は明治33年から日本赤十字社埼玉支部南埼玉郡委員部に務め、37年から41年にかけて南埼玉郡書記に就いています。同家文書は戸長役場の文書を主とし、郡関係では庶務的な文書が散見されます。
19	見沼代用水土地改良区文書 (536)			8	見沼代用水は、郡役所設置とともに郡長が管理しました。その後の管理組織は、関係町村聯合集会(明治14~18年)、水利土功会(同19~36年)、普通水利組合(同37年~昭和27年)と替わりましたが、その組織管理には引き続き郡長があたりました。そのため、郡役所の用水関係文書が組合に移管され、その後身の改良区に残されたと考えられます。
20	埼玉県行政文書 (戦前期7,971)			*	郡及び郡をととして町村を指揮監督した県の行政文書(公文書)には、勸業、学務、土木など、あらゆる分野に郡との間で交わした文書が残されていますが、郡制度そのものについての文書は「県治部」の「郡制」「郡治」などに分類された簿冊にまとめられています。 また、郡職員に関する書類は、「官房部」の「職制」「官紀」「郡吏履歴」などに分類されています。 埼玉県指定有形文化財(平成18年3月指定)

\* 埼玉県行政文書総目録第1集及び件名目録第1~19集所収  
その他の目録番号は、収蔵文書目録の号数